

福島県地域防災計画

(一般災害対策編)

新旧対照表

令和7年3月

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

1-1	<p>第1 計画の目的 この計画は、県内の風水害、雪害、火山災害等に対処するため、平成10年8月末豪雨災害や平成23年3月に発生した東日本大震災、令和元年東日本台風などの大規模な災害の経験を教訓とし、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ総合的な対策を定めたものであり、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、_____相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に發揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p>	<p>第1 計画の目的 この計画は、県内の風水害、雪害、火山災害等に対処するため、平成10年8月末豪雨災害や平成23年3月に発生した東日本大震災、令和元年東日本台風などの大規模な災害の経験を教訓とし、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ総合的な対策を定めたものであり、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、<u>福島県防災基本条例（令和7年条例第9号）を踏まえ</u>相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に發揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p>	令和7年4月1日施行予定 防災基本条例を反映
1-2	<p>第2 基本方針 (略) 8 <u>新型コロナウイルス</u>感染症対策 <u>令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を</u>踏まえ、災害対応に当たる関係者の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進することが必要である。 なお、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理<u>マスクの着用</u>等を徹底するものとし、応援職員等の執務スペースの適切な確保に配慮する。</p>	<p>第2 基本方針 (略) 8 <u>感染症対策</u> <u>新型コロナウイルス感染症流行時の経験も</u>踏まえ、災害対応に当たる関係者の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進することが必要である。 なお、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理<u>マスクの着用</u>等を徹底するものとし、応援職員等の執務スペースの適切な確保に配慮する。</p>	防災基本計画の修正による
1-3	<p>第3 本県における社会的災害要因の変化 (略) 市町村毎の高齢者比率</p>	<p>第3 本県における社会的災害要因の変化 (略) 市町村毎の高齢者比率</p>	時点修正

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

修正後

章-節 現行 修正理由

	市町村コード	市町村名	高齢者比率 (%)	市町村コード	市町村名	高齢者比率 (%)	市町村コード	市町村名	高齢者比率 (%)	市町村コード	市町村名	高齢者比率 (%)	市町村コード	市町村名	高齢者比率 (%)
	07201	福島市	31.7	07364	檜枝岐村	40.0	07484	塙町	41.1	07201	福島市	32.1	07364	檜枝岐村	41.2
	07202	会津若松市	32.7	07367	只見町	48.9	07485	鮫川村	42.9	07202	会津若松市	33.4	07367	只見町	49.2
	07203	郡山市	28.4	07368	南会津町	44.4	07501	石川町	39.5	07203	郡山市	28.9	07368	南会津町	45.0
	07204	いわき市	32.8	07402	北塙原村	41.0	07502	玉川村	34.1	07204	いわき市	33.3	07402	北塙原村	41.9
	07205	白河市	31.7	07405	西会津町	49.5	07503	平田村	39.0	07205	白河市	32.4	07405	西会津町	50.8
	07207	須賀川市	30.3	07407	磐梯町	38.9	07504	浅川町	36.5	07207	須賀川市	31.0	07407	磐梯町	40.0
	07208	喜多方市	38.2	07408	猪苗代町	41.7	07505	古殿町	42.8	07208	喜多方市	38.7	07408	猪苗代町	42.6
	07209	相馬市	32.9	07421	会津坂下町	38.6	07521	三春町	37.0	07209	相馬市	33.5	07421	会津坂下町	39.4
	07210	二本松市	36.4	07422	湯川村	35.6	07522	小野町	39.0	07210	二本松市	37.1	07422	湯川村	36.2
	07211	田村市	38.3	07423	柳津町	47.4	07541	広野町	33.7	07211	田村市	39.5	07423	柳津町	48.0
	07212	南相馬市	38.4	07444	三島町	55.5	07542	楢葉町	38.0	07212	南相馬市	39.0	07444	三島町	55.9
	07213	伊達市	37.4	07445	金山町	61.5	07543	富岡町	11.9	07213	伊達市	37.9	07445	金山町	60.8
	07214	本宮市	29.4	07446	昭和村	55.7	07544	川内村	53.9	07214	本宮市	29.8	07446	昭和村	56.2
	07301	桑折町	38.7	07447	会津美里町	42.3	07545	大熊町	-	07301	桑折町	38.4	07447	会津美里町	43.4
	07303	国見町	44.0	07461	西郷村	26.4	07546	双葉町	-	07303	国見町	44.3	07461	西郷村	26.9
	07308	川俣町	44.7	07464	泉崎村	34.5	07547	浪江町	-	07308	川俣町	45.6	07464	泉崎村	35.1
	07322	大玉村	28.5	07465	中島村	32.7	07548	葛尾村	39.5	07322	大玉村	28.8	07465	中島村	33.7
	07342	鏡石町	28.9	07466	矢吹町	32.6	07561	新地町	35.1	07342	鏡石町	29.1	07466	矢吹町	33.1
	07344	天栄村	38.9	07481	棚倉町	34.0	07564	飯館村	-	07344	天栄村	40.8	07481	棚倉町	34.6
	07362	下郷町	47.5	07482	矢祭町	42.5				07362	下郷町	49.2	07482	矢祭町	43.2

出所) 福島県現住人口調査月報（令和5年5月1日現在）

※ 大熊町、双葉町及び浪江町は

基礎となる令和2年国勢調査の際、原子力災害による避難指示区域であったため、算出されていない。また、飯館村については、年齢（3区分）別人口にマイナスとなる項目があるため、「-」表示としている。

将来の本県の高齢者比率

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	
高齢者比率	65歳以上	28.7	32.5	35.3	37.5	39.4	42.2	44.2
生産年齢人口比率	15～64歳	59.3	56.3	54.1	52.4	50.9	48.4	46.6
年少人口比率	14歳以下	12.0	11.2	10.6	10.1	9.7	9.4	9.2

出所) 国立社会保障・人口問題研究所推計値（2018年3月推計）

第1 県による調査研究体制
1 危険地域の把握
県（農村整備総室、森林林業総室、河川港湾総室）は、土砂灾害危険箇所、山地灾害危険地区、地すべり危険箇所等災害危険箇所の再点検を通じて、データの蓄積を行い、災害を防止するため各種対策事業等を推進するとともに、警戒・避難に資する観測・監視体制の強化などを促進する。

2 防災情報システムの研究・整備
平成9年6月に改正された国の防災基本計画においては、災

出所) 国立社会保障・人口問題研究所推計値（2023年12月推計）

第1 県による調査研究体制
1 危険地域の把握
県（農村整備総室、森林林業総室、河川港湾総室）は、土砂灾害のおそれのある箇所、山地灾害危険地区、土砂灾害警戒区域等の再点検を通じて、データの蓄積を行い、災害を防止するため各種対策事業等を推進するとともに、警戒・避難に資する観測・監視体制の強化などを促進する。

土砂災害危険箇所の名称の見直し

防災情報システムの整備完

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節

現行

修正後

修正理由

	<p><u>害の予防、応急対策、復旧・復興の3つの段階における「情報の重要性」を指摘しており、「国、地方公共団体等は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じて災害対策を支援する地理情報システムの構築についても推進を図るものとする。」と記述されている。</u></p> <p><u>県（関係各部局）では、この点を踏まえ、地形・地質特性、人口、建築物、防災施設などの情報をコンピュータ上のデジタル地図と関連づけて管理する地理情報システム（G I S）を利用することにより、災害に対する「事前の備え」、「応急対策」、「復旧・復興対策」の各段階における対応を支援する防災情報システムの研究・整備に努める。</u></p>	<hr/>	了に伴い削除
1-5	<p>第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>3 指定地方行政機関 (略)</p> <p>(17) 東北地方環境事務所 (略)</p> <p>オ <u>愛玩</u>動物の救護活動状況を把握・関係機関との連絡調整・支援要請等、救護支援</p>	<p>第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>3 指定地方行政機関 (略)</p> <p>(17) 東北地方環境事務所 (略)</p> <p>オ <u>家庭</u>動物の救護活動状況を把握・関係機関との連絡調整・支援要請等、救護支援</p>	「家庭動物」に表記を統一
2-1	<p>第5 応援協力体制の整備</p> <p>1 県と市町村の相互協力 (略)</p> <p>県（危機管理総室・地方振興局）は平時から情報連絡員指定職員に対して研修を行うとともに、スマートフォンや衛星携帯電話などの配備に努めるものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(略)</p> <p>3 福島県受援応援計画</p>	<p>第5 応援協力体制の整備</p> <p>1 県と市町村の相互協力 (略)</p> <p>県（危機管理総室・地方振興局）は平時から情報連絡員指定職員に対して研修を行うとともに、スマートフォンや衛星携帯電話などの配備に努めるものとする。</p> <p><u>県と市町村は、災害対策基本法第49条の2の規定に基づき、一の市町村では対応困難な大規模災害が発生し、被災市町村への人的応援が必要となった場合に備えて、『大規模災害時における「ふくしま災害時相互応援チーム』による相互応援等に関する協定』を締結している。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 福島県受援応援計画</p>	<p>協定の締結</p> <p>防災基本計画の修正による</p>

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

	<p>県（危機管理総室）は、大規模災害発生時に、他自治体等から派遣される応援職員、義援物資及び災害ボランティア等の受入れ、業務の調整のため「福島県受援応援計画」を策定した。</p> <p>同計画に基づき、円滑に受援ができるよう、具体的な受入体制の整備に努めるものとする。特に、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。また、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や、<u>新型コロナウイルス</u>感染症対策のため、応援職員等の適切な執務スペースの確保に配慮するものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(略)</p> <p>5 国への応援の要求等</p> <p>(略)</p> <p>また、県（危機管理総室）及び市町村は、訓練等を通じて、国（総務省）が所管する応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入について、活用方法の習熟、発生時における円滑な活用の促進に努めるものとともに、県（危機管理総室）は、同<u>システム</u>に基づき本県へ応援要請がなされた場合に備えて必要な準備を行うものとする。</p>	<p>県（危機管理総室）は、大規模災害発生時に、他自治体等から派遣される応援職員、義援物資及び災害ボランティア等の受入れ、業務の調整のため「福島県受援応援計画」を策定している。</p> <p>同計画に基づき、円滑に受援ができるよう、具体的な受入体制の整備に努めるものとする。特に、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。また、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や、<u>新型コロナウイルス</u>感染症対策のため、応援職員等の適切な執務スペースの確保に配慮するものとする。<u>さらに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館・公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 国への応援の要求等</p> <p>(略)</p> <p>また、県（危機管理総室）及び市町村は、訓練等を通じて、国（総務省）が所管する応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入について、活用方法の習熟、発生時における円滑な活用の促進に努めるものとともに、県（危機管理総室）は、同<u>制度</u>に基づき本県へ応援要請がなされた場合に備えて必要な準備を行うものとする。</p>	
2-1	<p>第8 公的機関等の業務継続性の確保</p> <p>県（危機管理総室）、市町村及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。なお、業務継続計画の策定に当たっては、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎使用不可時の代替庁舎、</p>	<p>第8 公的機関等の業務継続性の確保</p> <p>県（危機管理総室）、市町村及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。なお、業務継続計画の策定に当たっては、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎使用不可時の代替庁舎、<u>非常用発電設備（再生可能エネルギー発電設備、蓄電機能</u></p>	防災基本計画を反映

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

	電気・水・食料等必要な資機材の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるものとする。	を有する車両等を含む。)の整備、電気・水・食料等必要な資機材の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるものとする。																			
2-1	<p>第9 県の各部局における平常時からの業務 3 各所属における平常時からの業務分担（各所属特定）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所属</th> <th colspan="2">業務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>保健 福祉 部 室</td> <td>健康 衛生 総 室</td> <td>(略) 14 災害発生時における <u>動物</u> (<u>ペットに限る。</u>) 救護対策に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	所属	業務分掌		(略)			保健 福祉 部 室	健康 衛生 総 室	(略) 14 災害発生時における <u>動物</u> (<u>ペットに限る。</u>) 救護対策に関すること。	<p>第9 県の各部局における平常時からの業務 3 各所属における平常時からの業務分担（各所属特定）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所属</th> <th colspan="2">業務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>保健 福祉 部 室</td> <td>健康 衛生 総 室</td> <td>(略) 14 災害発生時における<u>家庭</u>動物 _____ 救護対策に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	所属	業務分掌		(略)			保健 福祉 部 室	健康 衛生 総 室	(略) 14 災害発生時における <u>家庭</u> 動物 _____ 救護対策に関すること。	「家庭動物」に表記を統一
所属	業務分掌																				
(略)																					
保健 福祉 部 室	健康 衛生 総 室	(略) 14 災害発生時における <u>動物</u> (<u>ペットに限る。</u>) 救護対策に関すること。																			
所属	業務分掌																				
(略)																					
保健 福祉 部 室	健康 衛生 総 室	(略) 14 災害発生時における <u>家庭</u> 動物 _____ 救護対策に関すること。																			
2-2	<p>第1 防災情報通信網の整備（危機管理総室） 1 福島県総合情報通信ネットワーク <u>の概要</u> _____ _____ _____ _____ 2 局数 3 各機関の機能 4 防災事務連絡システム 5 気象情報伝送処理システム 6 職員参集システム 7 代行統制局の設置 第2 市町村防災行政無線 <u>の整備</u> _____</p>	<p>第1 防災情報通信網の整備（危機管理総室） 1 福島県総合情報通信ネットワーク _____ (1) <u>概要</u> (2) <u>局数</u> (3) <u>各機関の機能</u> (4) <u>代行統制局の設置</u> _____ _____ _____ _____ 第2 市町村防災行政無線 <u>等</u>の整備 <u>第3 福島県総合防災情報システム</u></p>	構成の適正化																		
2-2	_____ _____ _____ _____	<p><u>第3 福島県総合防災情報システム</u> 1 <u>概要</u> 福島県総合防災情報システムは、災害による被害情報をはじめ、気象警報や雨量、河川の水位情報、避難情報や避難所情報などの防災情報を一元化し、県、市町村、防災関係機関（消防、警察、自衛隊等）がリアルタイムで情報共有を行うこと</p>	新システムの導入																		

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節

現行

修正後

修正理由

		<p><u>で、災害対策本部での意思決定を支援し、迅速な災害対応につなげることを目的として整備した本県独自の地図情報システム(GIS)である。</u></p> <p><u>また、一元化した情報のうち、気象警報や避難情報、避難所情報に加え、道路や河川の状況を交えた情報を地図上に分かりやすく表示し、県民の避難行動につながる情報を提供するために、ポータルサイト「福島県防災ポータル」での情報発信も行っている。</u></p> <p><u>2 災害による被害情報の報告・共有と情報公開</u> <u>県、市町村、関係機関は、災害時に福島県総合防災情報システムを用いて、被害情報や対応状況を報告・共有するとともに、県（危機管理総室）は被害情報を集約し、「福島県防災ポータル」へ情報公開を行う。</u></p> <p><u>3 職員招集機能</u> <u>勤務時間外においても、地震の発生、大津波警報・津波警報・津波注意報の発表及び気象特別警報・気象警報の発表を迅速に伝達し、対応要員の登庁を促すため、職員招集機能を搭載している。</u> <u>この機能では、福島県総合防災情報システムが受信した気象情報に基づき、危機管理総室を始めとする防災関係職員のメールアドレスに、自動的に情報を発信し、速やかな初動体制の確立を図ることを目的としている。</u></p>	
2-2	<p>第3 その他通信網の整備・活用 (略)</p> <p>2 その他通信連絡網の整備・活用 (1) 整備と活用 県（知事公室、危機管理総室、情報統計総室）、市町村、防災関係機関は、その他災害時の情報伝達手段として、インターネット、CATV等の有線系メディアの活用のほか、コミュニティFM局等の協力についても検討するとともに、携帯電話の通話エリアの拡大や緊急速報メール、衛星通信を利用した携帯電話_____の導入、国、通信事業者等の支援による携帯無線機などの臨時的通信機器の確保など、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。</p>	<p>第4 その他通信網の整備・活用 (略)</p> <p>2 その他通信連絡網の整備・活用 (1) 整備と活用 県（知事公室、危機管理総室、情報統計総室）、市町村、防災関係機関は、その他災害時の情報伝達手段として、インターネット、CATV等の有線系メディアの活用のほか、コミュニティFM局等の協力についても検討するとともに、携帯電話の通話エリアの拡大や緊急速報メール、衛星通信を利用した携帯電話<u>や公共安全モバイルシステム</u>の導入、国、通信事業者等の支援による携帯無線機などの臨時的通信機器の確保など、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。</p>	防災基本計画の修正による

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

	(2) 災害時の機能確保 各情報通信管理者は、災害に強い通信網を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の <u>二重化</u> を推進する。また、停電時の電源確保のため、非常用電源設備の整備を促進する。	(2) 災害時の機能確保 各情報通信管理者は、災害に強い通信網を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の <u>多重化・耐震化</u> を推進する。また、停電時の電源確保のため、非常用電源設備の整備を促進する。 <u>さらに、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u>	
2-4	第4 通信手段の周知 第1 水害予防対策 (略) 4 下水道対策 (1) 現状 (略) これらの問題の解決のために下水道の果たす役割は大きく、公共用水域の水質保全、浸水被害の防除、居住環境の改善、公衆衛生の向上などに重要な役割を果たしている。 しかし、本県の下水道処理人口普及率は令和 <u>3</u> 年度末で <u>55.0%</u> （全国 <u>80.6%</u> ）、都市浸水対策達成率は令和 <u>2</u> 年度末で38.8%とまだまだ低い水準にある。 (2) 計画（都市総室） (略) さらに、_____市街化の進展による浸水被害地区に対しては、_____排水機能の強化に努める。 (3) 雨水出水（内水）ハザードマップ整備の促進 ア 県（都市総室）及び市町村は、想定される最大規模の雨水出水によって排水が困難となり、浸水が想定される区域を指定する。 イ 市町村は、水防法第14条及び第15条により、_____浸水想定区域が指定・公表された場合、雨水出水ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報等の伝達経路、避難所等の避難措置について、 <u>地域</u>	第5 通信手段の周知 第1 水害予防対策 (略) 4 下水道対策 (1) 現状 (略) これらの問題の解決のために下水道の果たす役割は大きく、公共用水域の水質保全、浸水被害の防除、居住環境の改善、公衆衛生の向上などに重要な役割を果たしている。 しかし、本県の下水道処理人口普及率は令和 <u>5</u> 年度末で <u>56.0%</u> （全国 <u>81.4%</u> ）、都市浸水対策達成率は令和 <u>4</u> 年度末で38.8%とまだまだ低い水準にある。 (2) 計画（都市総室） (略) さらに、 <u>市町村は、</u> 市街化の進展による浸水被害地区に対して、 <u>貯留機能や</u> 排水機能の強化に努める。 (3) 雨水出水（内水）ハザードマップ整備の促進 <u>市町村は、水防法第14条及び第15条により、想定される最大規模の雨水出水によって排水が困難となり、浸水が想定される区域を指定する。また、浸水想定区域が指定・公表された場合、雨水出水ハザードマップを作成し、洪水予報等や避難情報等の伝達経路、避難所等の避難措置について、</u>	時点修正 適正化

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

	<p>住民への周知徹底を図る。</p> <p><u>また</u>、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要が認められる施設については、電話、ファクシミリ<u>で</u>当該施設の利用者の雨水出水に係る情報等の高潮時の円滑な高潮予報等の伝達体制を市町村地域防災計画に定めるものとする。</p>	<p>住民への周知徹底を図る。</p> <p><u>さらに</u>、主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設や迅速な避難を確保する必要が認められる施設については、電話、ファクシミリ<u>等</u>当該施設の利用者の雨水出水に係る情報等の高潮時の円滑な高潮予報等の伝達体制を市町村地域防災計画に定めるものとする。</p> <p><u>県（都市総室）は、市町村が行う浸水想定区域の指定・公表をするにあたり、適切な助言や支援を行うものとする。</u></p>	
2-4	<p>第2 土砂灾害予防対策 (略)</p> <p>このため、土砂災害による危険の著しい箇所については、災害を未然に防止するため土砂災害<u>危険</u>箇所等を設定し、避難地や避難路等の防災施設や病院、老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する対策を重点化したうえ、自然環境や周辺の景観に配慮した砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等を整備する。</p> <p>また、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害の<u>恐れ</u>のある区域を土砂災害警戒区域<u>として</u>指定し、当該区域の指定を受けた関係市町村が、市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定められるよう支援する。</p> <p>さらに、市町村と連携しながら、<u>土砂災害危険箇所や</u>土砂災害警戒区域<u>の</u>地域住民への周知や土砂災害情報を相互に伝達する体制の整備、土砂災害の危険度を応急的に判定する技術者の養成等に努め、関係機関とともに総合的な土砂災害対策を推進する。</p> <p>1 土砂災害が発生するおそれがある箇所 (略)</p> <p>(1) <u>土石流危険渓流</u> (略)</p> <p>(2) <u>地すべり危険箇所</u> (略)</p> <p>(3) <u>急傾斜地崩壊危険箇所</u> (略)</p>	<p>第2 土砂灾害予防対策 (略)</p> <p>このため、土砂災害による危険の著しい箇所については、災害を未然に防止するため土砂災害の<u>おそれのある</u>箇所等を設定し、避難地や避難路等の防災施設や病院、老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する対策を重点化したうえ、自然環境や周辺の景観に配慮した砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等を整備する。</p> <p>また、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害の<u>おそれ</u>のある区域を土砂災害警戒区域<u>等</u>として指定し、当該区域の指定を受けた関係市町村が、市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定められるよう支援する。</p> <p>さらに、市町村と連携しながら、<u>土砂災害警戒区域等の</u>地域住民への周知や土砂災害情報を相互に伝達する体制の整備、土砂災害の危険度を応急的に判定する技術者の養成等に努め、関係機関とともに総合的な土砂災害対策を推進する。</p> <p>1 土砂災害が発生するおそれがある箇所 (略)</p> <p>(1) <u>土砂災害警戒区域等（土石流）</u> (略)</p> <p>(2) <u>土砂災害計画区域等（地すべり）</u> (略)</p> <p>(3) <u>土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）</u> (略)</p>	土砂災害危険箇所等の名称の見直し

福島県地域防災計画修正

新旧対照表（一般災害対策編）別紙

修正後

章-節 現行 修正理由

<p>2 土砂災害 <u>危険箇所</u>について</p> <p>(1) 土砂災害<u>危険</u> 箇所 土砂災害<u>危険</u> 箇所は、土砂災害が発生するおそれのある箇所を周辺住民に周知するとともに、緊急時における警戒避難体制を確立するため、県（河川港湾総室）が総点検し公表したものであり、上記1のうち<u>土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所</u>をいう。</p> <p>(2) <u>現状</u> 本県には、<u>8,689</u>箇所の土砂災害<u>危険</u> 箇所があり、これを基に土砂災害警戒区域の指定を進めていたが、<u>令和5年6月30日現在、指定数は7,936箇所（土砂災害危険箇所総数に対して91.3%）</u>となっている。</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>計画</u> 現状を踏まえ、県（河川港湾総室）では、ホームページ等により<u>土砂災害危険</u> 箇所の周知を図るとともに、市町村が避難指示等の判断を的確にできるよう、助言できる体制を整備する。 市町村は、広報誌への掲載やチラシ配布、公共施設への掲示等により<u>土砂災害危険</u> 箇所や避難場所の位置、とるべき避難行動等を周知するとともに、緊急時における警戒避難体制の整備を推進する。</p>	<p>2 土砂災害 <u>のおそれのある箇所等</u>について</p> <p>(1) 土砂災害<u>のおそれのある箇所</u> 土砂災害<u>のおそれのある箇所</u>は、土砂災害が発生するおそれのある箇所を周辺住民に周知するとともに、緊急時における警戒避難体制を確立するため、県（河川港湾総室）が総点検し公表したものであり、上記1のうち<u>土砂災害警戒区域等（土石流）、土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）、土砂災害警戒区域等（地滑り）</u>をいう。<u>国土地理院地図1/25,000を基に抽出した箇所（土砂災害のおそれのある箇所）と1/5,000相当の高精度な地形情報から抽出した箇所（新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所）</u>が含まれる。</p> <p>(2) <u>新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所</u> 本県には、<u>平成15年3月に公表した</u>8,689箇所の土砂災害<u>のおそれのある箇所</u>があり、これを基に砂災害警戒区域の指定を進めていたが、<u>近年頻発する土砂災害において、土砂災害警戒区域等が指定されていない箇所で発生する土砂災害の頻度が高くなっていることから、国の土砂災害防止対策基本指針に基づき、高精度の地形情報等を用いて「新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所」（38,670箇所）を抽出し、令和6年6月に公表した。順次基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等の指定に向けた手続きを進める。</u></p> <p>(3) <u>計画</u> 現状を踏まえ、県（河川港湾総室）では、ホームページ等により<u>土砂災害警戒区域等、新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所</u>の周知を図るとともに、市町村が避難指示等の判断を的確にできるよう、助言できる体制を整備する。 市町村は、広報誌への掲載やチラシ配布、公共施設への掲示等により<u>土砂災害警戒区域等や新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所</u>や避難場所の位置、とるべき避難行動等を周知するとともに、緊急時における警戒避難体制の整備を推進する。</p> <p>3 <u>土砂災害警戒区域等の指定</u> 県（河川港湾総室）は、「<u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</u>」に基づき、基礎調査の実施及</p>	<p>新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所の抽出</p> <p>記載順番の入れ替え</p>
---	---	--

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節	現行	修正後	修正理由
		<p><u>び土砂災害警戒区域等の指定を推進する。</u></p> <p>令和6年9月30日現在、土砂災害警戒区域として土石流4,024箇所、地すべり271箇所、急傾斜地の崩壊3,911箇所、計8,206箇所、うち土砂災害特別警戒区域として土石流3,041箇所、急傾斜地の崩壊3,875箇所、計6,916箇所を指定している。</p> <p>(1) <u>基礎調査の実施</u></p> <p>県（河川港湾総室）は、おおむね5年ごとに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定、土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況等に関する調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するものとする。</p> <p>(2) <u>土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定</u></p> <p>県（河川港湾総室）は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害が発生するおそれのある区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。</p> <p>(3) <u>土砂災害警戒区域における対策</u></p> <p>ア <u>市町村地域防災計画への記載</u></p> <p>市町村は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。</p> <p>イ <u>要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制</u></p> <p>市町村は、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市町村は、市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。</p> <p>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配</p>	

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

	<p>3 土石流対策</p> <p>(1) 現状</p> <p>土石流の発生の<u>恐れ</u>のある溪流は、4,272 溪流であり、その対策として砂防<u>えん</u>堤等により施設整備を図っており、<u>409</u> 溪流が概成している。(令和<u>5</u>年3月31日現在)</p>	<p>慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。</p> <p>また、市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</p> <p>ウ 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づいて区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害の恐れがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布する。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。</p> <p>(4) 土砂災害特別警戒区域における対策</p> <p>ア 特定の開発行為に対する許可制度</p> <p>県（河川港湾総室）は、住宅宅地分譲や社会福祉施設、学校や医療施設などの要配慮者関連施設の建築のための開発行為について審査し、「対策工事の計画が安全を確保するために必要な技術的基準に従っている」と判断した場合に限って許可をする。</p> <p>イ 建築物の構造の規制</p> <p>県（建築総室）、建築主事を置く市町村及び民間確認検査機関は、居室を有する建築物について、土砂災害に対して構造が安全であるかどうかの建築確認を行う。</p> <p>ウ 建築物の移転等の勧告</p> <p>県（河川港湾総室）は、著しい損壊のおそれがある建築物の所有者に対し、移転等の勧告を行う。</p> <p>4 土石流対策</p> <p>(1) 現状</p> <p>土石流の発生の<u>おそれ</u>のある溪流は、4,272 溪流であり、その対策として砂防<u>堰</u>堤等により施設整備を図っており、<u>412</u> 溪流が概成している。(令和<u>6</u>年3月31日現在)</p>	時点修正

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

	(2) 計画 県（河川港湾総室）は、土石流による災害から県民の生命や財産を守るために、砂防事業を推進するとともに、関係市町村に対し、 <u>土石流危険渓流</u> や砂防指定地、土石流災害に対処するため警戒避難に関する資料を提供する。 <u>4 地すべり対策</u> (1) 現状 県内の <u>地すべり危険箇所</u> は、国土交通省所管が143箇所、農林水産省所管が204箇所あり、その対策として地下水排除工等により施設整備を図っており、現在、国土交通省所管で63箇所、農林水産省所管で48箇所を概成している（令和 <u>5</u> 年3月31日現在）。 (2) 計画 県（農村整備総室、森林林業総室、河川港湾総室）は、地すべりによる災害から県民の生命や財産を守るために、地すべり対策事業を推進するとともに、関係市町村に対し、 <u>地すべり危険箇所</u> や地すべり防止区域、地すべりに対処するための警戒避難に関する資料を提供する。 <u>5 急傾斜地崩壊対策</u> (1) 現状 県内の <u>急傾斜地崩壊危険箇所</u> は、4,274箇所と数多く存在し、その対策として、法面工等による施設整備を図っており、現在 <u>446</u> 箇所を概成している（令和 <u>5</u> 年3月31日現在） (2) 計画 県（河川港湾総室）は、がけ崩れによる災害から県民の生命や財産を守るために、急傾斜地崩壊対策事業を推進するとともに、関係市町村に対し、 <u>急傾斜地崩壊危険箇所</u> や急傾斜地崩壊危険区域、がけ崩れに対処するための警戒避難に関する資料を提供する。 <u>6 土砂災害警戒区域等の指定</u> (略) 10 宅地防災対策 (略)	(2) 計画 県（河川港湾総室）は、土石流による災害から県民の生命や財産を守るために、砂防事業を推進するとともに、関係市町村に対し、 <u>土砂災害警戒区域等（土石流）</u> や砂防指定地、土石流災害に対処するため警戒避難に関する資料を提供する。 <u>5 地すべり対策</u> (1) 現状 県内の <u>地すべりの発生するおそれのある箇所</u> は、国土交通省所管が143箇所、農林水産省所管が204箇所あり、その対策として地下水排除工等により施設整備を図っており、現在、国土交通省所管で63箇所、農林水産省所管で48箇所を概成している（令和 <u>6</u> 年3月31日現在）。 (2) 計画 県（農村整備総室、森林林業総室、河川港湾総室）は、地すべりによる災害から県民の生命や財産を守るために、地すべり対策事業を推進するとともに、関係市町村に対し、 <u>土砂災害警戒区域等（地すべり）</u> や地すべり防止区域、地すべりに対処するための警戒避難に関する資料を提供する。 <u>6 急傾斜地崩壊対策</u> (1) 現状 県内の <u>がけ崩れの発生するおそれのある箇所</u> は、4,274箇所と数多く存在し、その対策として、法面工等による施設整備を図っており、現在 <u>452</u> 箇所を概成している（令和 <u>6</u> 年3月31日現在）。 (2) 計画 県（河川港湾総室）は、がけ崩れによる災害から県民の生命や財産を守るために、急傾斜地崩壊対策事業を推進するとともに、関係市町村に対し、 <u>土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）</u> や急傾斜地崩壊危険区域、がけ崩れに対処するための警戒避難に関する資料を提供する。 <hr/> (略) 10 宅地防災対策 (略)
--	--	--

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

	<p>(2) 計画</p> <p>ア 宅地造成に伴う災害防止の周知</p> <p>県（都市総室、建築総室）は、梅雨期及び台風期に備えて、住民及び事業者に注意を促し、宅地造成_____等規制法及び都市計画法に基づき必要な防災対策を行うよう指導する。</p> <p>(略)</p> <p>11 盛土による災害防止対策</p> <p>県（農業支援総室、森林林業総室、都市総室）及び<u>市町村</u>は、<u>今後、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導</u>を行うものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>また、_____県（農業支援総室、森林林業総室、都市総室）は、当該盛土_について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u></p>	<p>(2) 計画</p> <p>ア 宅地造成に伴う災害防止の周知</p> <p>県（都市総室、建築総室）は、梅雨期及び台風期に備えて、住民及び事業者に注意を促し、宅地造成<u>及び特定盛土等</u>等規制法及び都市計画法に基づき必要な防災対策を行うよう指導する。</p> <p>(略)</p> <p>11 盛土による災害防止対策</p> <p>県（農業支援総室、森林林業総室、都市総室）及び<u>中核市</u>は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。</u></p> <p><u>また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等を行うなど、盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。</u></p> <p><u>さらに、</u>県（農業支援総室、森林林業総室、都市総室）は、当該盛土<u>等</u>について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p>	<p>法改正に伴う修正</p> <p>適正化 防災基本計画の修正による</p>
2-5	<p>第2 広域的な応援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>2 緊急消防援助隊等の派遣要請及び受入れ体制</p> <p>消防組織法第44条第1項の規定に基づき、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等についてマニュアル化を行うなど、県、消防本部、市町村間で、応援を受ける場合を想定した受援計画及び応援出動する場合の応援計画の策定をしている。</p> <p>さらに、県（危機管理総室）及び消防本部は、_____緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>第2 広域的な応援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>2 緊急消防援助隊等の派遣要請及び受入れ体制</p> <p>消防組織法第44条第1項の規定に基づき、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等についてマニュアル化を行うなど、県、消防本部、市町村間で、応援を受ける場合を想定した受援計画及び応援出動する場合の応援計画の策定をしている。</p> <p>さらに、県（危機管理総室）及び消防本部は、<u>デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、</u>緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p>	防災基本計画の修正による

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節 現行

修正理由

2-8	第2 緊急輸送路等の整備 (略) (2) 第2次確保路線	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>路線名</th><th>区間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td>主要地方道</td><td>小野富岡線</td><td>国道6号～<u>国道399号</u></td></tr> </tbody> </table>	種別	路線名	区間	(略)			主要地方道	小野富岡線	国道6号～ <u>国道399号</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>路線名</th><th>区間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td>主要地方道</td><td>小野富岡線</td><td>国道6号～<u>小野 IC</u></td></tr> </tbody> </table>	種別	路線名	区間	(略)			主要地方道	小野富岡線	国道6号～ <u>小野 IC</u>	工事完了に伴う区間の延長
種別	路線名	区間																				
(略)																						
主要地方道	小野富岡線	国道6号～ <u>国道399号</u>																				
種別	路線名	区間																				
(略)																						
主要地方道	小野富岡線	国道6号～ <u>小野 IC</u>																				
第1 避難計画の策定 (略) さらに、市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を上げた体制の構築及び実践的な訓練の実施に努めるものとする。	<p>市町村は、医療・保健・福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすいように場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるとする。</p> <p>なお、県（保健福祉部）（保健所設置市を除く。）は、新型<u>コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の</p> <p>自宅療養者等の被災に備えて、<u>平時</u>から<u>防災担当部局</u>（管内市町村の防災担当部局を含む。）と連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うとともに、自宅療養者等の避難の確保</p>	<p>市町村は、医療・保健・福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすいように場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるとする。</p> <p>なお、県（保健福祉部）（保健所設置市を除く。）は、新型<u>インフルエンザ等</u>感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、<u>災害発生前</u>から<u>防災担当部局</u>（管内市町村の防災担当部局を含む。）と連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うとともに、自宅療養者等の避難の確</p>	防災基本計画の修正による																			

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節	現行	修正後	修正理由
	<p>に向けた検討・調整を行い、必要に応じて避難の確保に向けた情報を提供するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項</p> <p>(1) 給水・給食措置</p> <p>(略)</p> <p>イ 生活用水の確保</p> <p>飲料水の他に、トイレや避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などの用途に欠かせない「生活用水」の確保が必要となることから、衛生的な水を早期に確保できるよう <u>タンク</u>、貯水槽、井戸等の整備に努めるものとする。</p> <p>ウ 食物アレルギーを有する者等への食料や食事に関する配慮</p> <p>(略)</p> <p>なお、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料<u>7</u>品目（えび、かに、<u>小麦</u>、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの<u>21</u>品目（アーモンド等）についても配慮することが望ましい。</p> <p>(略)</p> <p>(5) <u>ペット</u>との同行避難のためのケージ等の支援</p> <p><u>ペット</u>との同行避難の受入れ等については、<u>飼い主である避難者の命を守る</u>観点から重要であり、各避難所における<u>ペット</u>との飼養スペースの確保と飼養のための資機材の準備を行うとともに、<u>ペット</u>の預け先の確保（避難所で飼養できない場合等の預け場所）、支援者（獣医師会や愛護団体等）との災害時の対応に係る調整に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 指定避難所の管理に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>(5) <u>ペット</u>等の保管施設</p>	<p>に向けた検討・調整を行い、必要に応じて避難の確保に向けた情報を提供するものとする。<u>これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項</p> <p>(1) 給水・給食措置</p> <p>(略)</p> <p>イ 生活用水の確保</p> <p>飲料水の他に、トイレや避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などの用途に欠かせない「生活用水」の確保が必要となることから、衛生的な水を早期に確保できるよう <u>給水</u>タンク、貯水槽、井戸等の整備に努めるものとする。</p> <p>ウ 食物アレルギーを有する者等への食料や食事に関する配慮</p> <p>(略)</p> <p>なお、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料<u>8</u>品目（えび、かに、<u>くるみ</u>、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの<u>20</u>品目（アーモンド等）についても配慮することが望ましい。</p> <p>(略)</p> <p>(5) <u>家庭動物</u>との同行避難のためのケージ等の支援</p> <p><u>家庭動物</u>との同行避難の受入れ等については、<u>被災者支援等の</u>観点から重要であり、各避難所における<u>家庭動物</u>との飼養スペースの確保と飼養のための資機材の準備を行うとともに、<u>家庭動物</u>の預け先の確保（避難所で飼養できない場合等の預け場所）、支援者（獣医師会や愛護団体等）との災害時の対応に係る調整に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 指定避難所の管理に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>(5) <u>家庭動物</u>等の保管施設</p>	<p>食品表示基準の改正による</p> <p>「家庭動物」に表記に統一</p>

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

	<p>衛生上の問題等から、避難所内の避難者が生活するスペースには、<u>ペット</u>を入れないことを原則とし、災害発生直後は屋外又は別室を充てる等により対応するものとする。また、必要な場合には、獣医師会や愛護団体等の支援者と収容保護等について調整するものとする。</p> <p>7 指定避難所の整備に関する事項 (略) (6) <u>ペット</u> 等の保管施設</p>	<p>衛生上の問題等から、避難所内の避難者が生活するスペースには、<u>家庭動物</u>を入れないことを原則とし、災害発生直後は屋外又は別室を充てる等により対応するものとする。また、必要な場合には、獣医師会や愛護団体等の支援者と収容保護等について調整するものとする。</p> <p>7 指定避難所の整備に関する事項 (略) (6) <u>家庭動物</u>等の保管施設</p>	
2-9	<p>第3 指定避難所の指定等 (略)</p> <p>1 指定一般避難所及び指定福祉避難所の指定</p> <p>市町村長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、人口の状況、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他避難者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として指定するものとする。</p> <p>指定避難所を指定したときは、災害対策基本法施行規則第1条の7の2に基づき、「指定一般避難所」「指定福祉避難所」に分けて、名称及び所在地等を公示すること。<u>_____</u></p> <p>_____</p> <p>（略）</p> <p>また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>オ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策として、避難所の3つの密（密閉・密集・密接）を避ける配慮がなされている施設とする。</p> <p>（略）</p>	<p>第3 指定避難所の指定等 (略)</p> <p>1 指定一般避難所及び指定福祉避難所の指定</p> <p>市町村長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、人口の状況、<u>_____</u>感染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他避難者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として指定するものとする。</p> <p>指定避難所を指定したときは、災害対策基本法施行規則第1条の7の2に基づき、「指定一般避難所」「指定福祉避難所」に分けて、名称及び所在地等を公示することに加え、<u>平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入方法等について、住民へ周知徹底を図るものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>また、<u>_____</u>感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>オ <u>_____</u>感染症対策として、避難所の3つの密（密閉・密集・密接）を避ける配慮がなされている施設とする。</p> <p>（略）</p>	防災基本計画の修正による

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節

現行

修正後

修正理由

	<p>6 指定した避難所の運営・管理 (略)</p> <p>(1) 避難生活の環境を良好に保つために、 _____ _____換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 指定避難所において貯水槽、井戸、_____仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話_____等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、スマートフォンの充電器等の機器や公衆無線LAN環境の整備を図るものとする。</p> <p>(3) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテイション、炊き出し用具、毛布、紙おむつ、生理用品等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(10) <u>新型コロナウイルスを含む</u>感染症対策のため、避難者間のスペース確保のほか、非接触型体温計の配備等適切な対応を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>6 指定した避難所の運営・管理 (略)</p> <p>(1) 避難生活の環境を良好に保つために、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。</u>また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 指定避難所において貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、スマートフォンの充電器等の機器や公衆無線LAN環境の整備を図るものとする。</p> <p>(3) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテイション、炊き出し用具、毛布、紙おむつ、生理用品等避難生活に必要な物資や<u>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</u>また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(10) <u>感染症対策のため、避難者間のスペース確保のほか、非接触型体温計の配備等適切な対応を講じるよう努めるものとする。</u></p>	
2-9	<p>第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点 (略)</p> <p>5 その他の施設の利用 市町村は、指定した避難所で不足する場合や避難が長期化する場合又は<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策として、内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を開設することも可能であるので、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図っておく。</p>	<p>第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点 (略)</p> <p>5 その他の施設の利用 市町村は、指定した避難所で不足する場合や避難が長期化する場合又は<u>感染症対策として、内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を開設することも可能であるので、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図っておく。</u></p>	防災基本計画の修正による
2-11	第1 食料、生活物資等の調達及び確保	第1 食料、生活物資等の調達及び確保	

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

	<p>(略)</p> <p>1 食料</p> <p>(1) (略) なお、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料<u>7</u>品目（えび、かに、<u>くるみ</u>、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの<u>21</u>品目（アーモンド等）についても配慮することが望ましい。</p> <p>(略)</p> <p>4 県による物資供給体制</p> <p>(略) また、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(略)</p> <p>1 食料</p> <p>(1) (略) なお、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料<u>8</u>品目（えび、かに、<u>くるみ</u>、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの<u>20</u>品目（アーモンド等）についても配慮することが望ましい。</p> <p>(略)</p> <p>4 県による物資供給体制</p> <p>(略) また、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。</p> <p><u>くわえて、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p>	食品表示基準の改正による 防災基本計画の修正による
2-11	<p>第4 防災資機材等の整備</p> <p>(略)</p> <p>2 備蓄倉庫等の整備 市町村は、公用施設、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努めるとともに、学校の空き教室等の活用についても検討を行うものとする。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>また、県（危機管理総室、各施設管理者）は、空港、SA/PA、「道の駅」等の公用施設、公共施設について、災害応急対策従事職員用の備蓄スペースの確保に努めるとともに、既存の不用となった施設の活用についても検討を行い、資機材等の保管場所の確保に努める。</u></p>	<p>第4 防災資機材等の整備</p> <p>(略)</p> <p>2 備蓄倉庫等の整備 市町村は、公用施設、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努めるとともに、学校の空き教室等の活用についても検討を行うものとする。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。<u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>さらに、県（危機管理総室、各施設管理者）は、空港、SA/PA、「道の駅」等の公用施設、公共施設について、災害応急対策従事職員用の備蓄スペースの確保に努めるとともに、既存の不用となった施設の活用についても検討を行い、資機材等の保管場所の確保に努める。</u></p>	防災基本計画の修正による

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

2-13	<p>第1 一般県民に対する防災教育</p> <p>1 防災知識の普及啓発 (略) (1) 実施の時期 (略)</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>(5) 地域防災力の向上 (略)</p> <p>さらに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、 <u>_____</u></p> <hr/> <p><u>_____</u>の活用を図るものとする。</p>	<p>第1 一般県民に対する防災教育</p> <p>1 防災知識の普及啓発 (略) (1) 実施の時期 (略)</p> <p><u>力 火山災害に関する事項 火山防災の日 8月26日</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) 地域防災力の向上 (略)</p> <p>さらに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、<u>気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正による 専門家等の活用を追加</p>
2-13	<p>第3 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練</p> <p>県（危機管理総室）、市町村及び防災関係機関は、災害発生時における適切な判断及び速やかな災害対応業務の実施、各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、各機関に属する全ての職員に対し、 <u>_____</u></p> <p>実践的な訓練や講習会、研修会等を定期的に開催するなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げるものとする。</p>	<p>第3 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練</p> <p>県（危機管理総室）、市町村及び防災関係機関は、災害発生時における適切な判断及び速やかな災害対応業務の実施、各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、各機関に属する全ての職員に対し、<u>専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、実践的な訓練や講習会、研修会等を定期的に開催するなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げるものとする。</u></p>	<p>専門家等の活用を追加</p>
2-13	<p>第5 消防学校の防災教育</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針 (略)</p> <p>(2) 自主防災組織の指導者等の教育の充実強化</p> <p>災害発生時には、被災者及び地域住民自らの迅速的確な対応が極めて重要であり、また、阪神・淡路大震災を契機とした県民の防災意識の高揚、<u>災害</u>ボランティア活動への関心の高さもあり、自主防災組織、自衛消防隊、女性防火クラブ、少年消防クラブ等の指導者等や市町村防災担当者を対象とした教育の拡充を図る。</p>	<p>第5 消防学校の防災教育</p> <p>(略)</p> <p>2 基本方針 (略)</p> <p>(2) 自主防災組織の指導者等の教育の充実強化</p> <p>災害発生時には、被災者及び地域住民自らの迅速的確な対応が極めて重要であり、また、阪神・淡路大震災を契機とした県民の防災意識の高揚、<u>防災</u>ボランティア活動への関心の高さもあり、自主防災組織、自衛消防隊、女性防火クラブ、少年消防クラブ等の指導者等や市町村防災担当者を対象とした教育の拡充を図る。</p>	<p>適正化</p>

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節	現行	修正後	修正理由
2-13	<p>第6 災害教訓の伝承</p> <p>1 災害教訓の収集、公開</p> <p>県（文化スポーツ局）及び市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の_____持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	<p>第6 災害教訓の伝承</p> <p>1 災害教訓の収集、公開</p> <p>県（文化スポーツ局）及び市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑</u>が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	防災基本計画の修正による
2-14	<p>第14章 防災訓練</p> <p>(危機管理部、土木部、警察本部、地方振興局、市町村、消防本部、防災関係機関)</p> <p>(略) なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する_____よう努めるものとする。</p>	<p>第14章 防災訓練</p> <p>(危機管理部、土木部、警察本部、地方振興局、市町村、消防本部、防災関係機関)</p> <p>(略) なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮する</u>よう努めるものとする。</p>	防災基本計画の修正による
2-14	<p>第2 個別訓練</p> <p>1 概要</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、第1に掲げる総合防災訓練のほか、防災週間、_____水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、_____雪崩防災週間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的、かつ、継続的に個別訓練を実施するものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るとともに、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p>	<p>第2 個別訓練</p> <p>1 概要</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、第1に掲げる総合防災訓練のほか、防災週間、<u>津波防災の日</u>、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、<u>火山防災の日</u>、雪崩防災週間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的、かつ、継続的に個別訓練を実施するものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るとともに、_____感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p>	防災基本計画の修正による

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節	現行	修正後	修正理由
2-15	<p>第3 自主防災組織の活動</p> <p><u>1 自主防災計画の策定</u> <u>自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項について記載しておくものとする。</u></p> <p>(1) 各自の任務分担 (2) 地域内での危険箇所 (3) 訓練計画 (4) 各世帯への連絡系統及び連絡方法 (5) 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法 (6) 避難場所、避難経路、避難の伝達方法 (7) 消火用水、その他の防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法</p> <p><u>2 日常の自主防災活動</u> (略) なお、民生_____児童委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、外国人等のいわゆる要配慮者の確認にも努めるものとする。</p>	<p>第3 自主防災組織の活動</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>1 日常の自主防災活動</u> (略) なお、民生<u>委員</u>・児童委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、外国人等のいわゆる要配慮者の確認にも努めるものとする。</p>	<p>地区防災計画に内包された内容のため、削除し地区防災計画に統合</p> <p>「民生委員・児童委員」に表記を統一</p>
2-15	<p>第4 個別避難計画の策定</p> <p>1 個別避難計画の作成 市町村は、災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、福祉専門職、民生委員_____、社会福祉協議会、地域住民、N P O等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p>	<p>第4 個別避難計画の策定</p> <p>1 個別避難計画の作成 市町村は、災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、福祉専門職、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域住民、N P O等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</p>	<p>「民生委員・児童委員」に表記を統一</p>
2-15	<p>第5 地区防災計画の作成</p> <p>_____市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。</p>	<p>第5 地区防災計画の作成</p> <p><u>自主防災組織又は</u>、市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。</p>	適正化

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節 現行

章-節	現行	修正後	修正理由
2-16	<p>第11 避難所における要配慮者支援 (略)</p> <p>3 災害派遣福祉チームの派遣体制の整備 (略)</p> <p>(3) 県（生活福祉総室）は、<u>灾害リハビリテーション支援チーム（J R A T）の整備及び周知</u> <u>に努めるものとする。</u></p>	<p>第11 避難所における要配慮者支援 (略)</p> <p>3 灾害派遣福祉チームの派遣体制の整備 (略)</p> <p>(3) 県（生活福祉総室）は、<u>日本灾害リハビリテーション支援協会（J R A T）、日本栄養士会災害支援チーム（J D A -D A T）等との連携等</u>に努めるものとする。</p>	適正化及び 防災基本計画の修正による
2-17	<p>第3 ボランティア<u>の連携体制の整備</u> (略)</p> <p>4 ボランティアとの連携体制の構築 県（生活福祉総室）は、行政・N P O・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における<u>防災</u>ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、<u>防災</u>ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>また、<u>県（危機管理総室・生活福祉総室）</u>は、<u>社会福祉協議会、N P O等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし、<u>地域住民やN P O・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</u></u></p>	<p>第3 ボランティア<u>との連携体制の整備</u> (略)</p> <p>4 ボランティアとの連携体制の構築 県（生活福祉総室）は、行政・N P O・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における<u>災害</u>ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、<u>災害</u>ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>また、<u>市町村</u>は、<u>市町村社会福祉協議会、N P O等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし、<u>災害廃棄物等の取扱いについて関係部局及び関係機関等と事前に取り決めを行い、住民やボランティアへの広報・周知を進めることで、災害ボランティアが活動しやすい環境整備に努めるものとする。</u></u></p>	適正化
2-17	<p>第4 ボランティアの種類 ボランティア活動には、一般ボランティアと、専門職ボランティアの2つが考えられる。</p> <p>専門職ボランティアには、医師や看護師の資格をもつ医療ボランティア、介護福祉士の資格、あるいは介護職等の経験をもつ介護ボランティア、外国人への通訳<u>を行なう</u>通訳ボランティア、消防業務に知識、経験を有する救急・救助ボランティア、アマチュア無線の免許を有する無線ボランティアなどが考えられる。</p>	<p>第4 ボランティアの種類 ボランティア活動には、一般ボランティアと、専門職ボランティアの2つが考えられる。</p> <p>専門職ボランティアには、医師や看護師の資格をもつ医療ボランティア、介護福祉士の資格、あるいは介護職等の経験をもつ介護ボランティア、外国人への通訳<u>等</u>を行なう<u>語学</u>ボランティア、消防業務に知識、経験を有する救急・救助ボランティア、アマチュア無線の免許を有する無線ボランティアなどが考えられる。</p>	「語学ボランティア」に表記を統一

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

	<p>さらに、災害時においてボランティアを円滑に受け入れ、効果的な活動に導くボランティアコーディネーターが重要である。</p> <p>県（生活福祉総室）及び市町村は、上記の専門職ボランティアやボランティアコーディネーターなどを社会福祉協議会や関係団体と連携し、育成していくものとする。</p> <p>県（関係各部局）は、下記の分野を中心として、関係団体等と連携して、ボランティア意識の醸成、<u>災害</u>ボランティア活動の普及・啓発を図る。</p> <p>【ボランティアの例】</p> <p>(1) 一般・福祉ボランティア 文化スポーツ局 生活福祉総室 福島県社会福祉協議会</p> <p>(2) <u>高齢者支援</u>ボランティア 生活福祉総室 関係支援団体</p> <p>(3) <u>障がい者支援ボランティア</u> 生活福祉総室 関係支援団体</p> <p>(4) 医療ボランティア 健康衛生総室 (一社)福島県医師会、(公社)福島県看護協会、(公社)福島県歯科医師会、(一社)福島県薬剤師会、(一社)福島県歯科衛生士会</p> <p>(5) 語学ボランティア 生活環境総室 (公財)福島県国際交流協会</p> <p>(6) 山地灾害、砂防ボランティア 森林林業総室 河川港湾総室</p> <p>(7) 救助・救急ボランティア 危機管理総室 消防本部 (公財)福島県消防協会</p> <p>(8) アマチュア無線 危機管理総室 (一社)日本アマチュア無線連盟福島県支部</p> <p>(9) 被災<u>ペット</u>救助ボランティア 健康衛生総室 (公社)福島県獣医師会</p> <p>(10) 栄養・食生活支援ボランティア 健康衛生総室 (公社)福島県栄養士会、県食生活改善推進連絡協議会</p> <p>(11) 子ども、一人親家庭支援ボランティア こども未来局</p>	<p>さらに、災害時においてボランティアを円滑に受け入れ、効果的な活動に導くボランティアコーディネーターが重要である。</p> <p>県（生活福祉総室）及び市町村は、上記の専門職ボランティアやボランティアコーディネーターなどを社会福祉協議会や関係団体と連携し、育成していくものとする。</p> <p>県（関係各部局）は、下記の分野を中心として、関係団体等と連携して、ボランティア意識の醸成、<u>防災</u>ボランティア活動の普及・啓発を図る。</p> <p>【ボランティアの例】</p> <p>(1) 一般・福祉ボランティア 文化スポーツ局 生活福祉総室 福島県社会福祉協議会 <u>関係支援団体</u></p> <p>(2) <u>介護</u>ボランティア 生活福祉総室 関係支援団体</p> <p><u>(3) 医療ボランティア 健康衛生総室 (一社)福島県医師会、(公社)福島県看護協会、(公社)福島県歯科医師会、(一社)福島県薬剤師会、(一社)福島県歯科衛生士会</u></p> <p><u>(4) 語学ボランティア 生活環境総室 (公財)福島県国際交流協会</u></p> <p><u>(5) 山地灾害、砂防ボランティア 森林林業総室 河川港湾総室</u></p> <p><u>(6) 救助・救急ボランティア 危機管理総室 消防本部 (公財)福島県消防協会</u></p> <p><u>(7) アマチュア無線 危機管理総室 (一社)日本アマチュア無線連盟福島県支部</u></p> <p><u>(8) 被災<u>家庭動物</u>救助ボランティア 健康衛生総室 (公社)福島県獣医師会</u></p> <p><u>(9) 栄養・食生活支援ボランティア 健康衛生総室 (公社)福島県栄養士会、県食生活改善推進連絡協議会</u></p> <p><u>(10) 子ども、一人親家庭支援ボランティア こども未来局</u></p>	<p>適正化</p> <p>「家庭動物」に表記を統一</p>
3-1	<p>第1 災害応急対策の防災行動計画 (略)</p> <p>7 県災害対策本部組織 (略)</p> <p>(2) 県災害対策本部事務局組織</p>	<p>第1 災害応急対策の防災行動計画 (略)</p> <p>7 県災害対策本部組織 (略)</p> <p>(2) 県災害対策本部事務局組織</p>	適正化

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

修正後

章-節 現行

修正理由

	(略) イ 事務局共通分掌事務 (略) 4 所管事務に関する情報発信に関すること（福島県公式防災 <u>ツイッター</u> 等）。 ウ ユニットリーダー及び分掌事務 (ア) 総括班	(略) イ 事務局共通分掌事務 (略) 4 所管事務に関する情報発信に関すること（福島県公式防災 <u>X</u> 等）。 ウ ユニットリーダー及び分掌事務 (ア) 総括班																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ユニット</th><th>リーダー</th><th>分掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td>受援連携 ユニット</td><td>(略)</td><td>(略) <u>7 災害マネジメントに係る市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。</u></td></tr> </tbody> </table> <p>(イ) 避難支援班</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ユニット</th><th>リーダー</th><th>分掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難アセ スメント ユニット</td><td>(略)</td><td>(略) 4 避難所運営に係る<u>市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。</u></td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(オ) 被災者支援班</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ユニット</th><th>リーダー</th><th>分掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害救助 法ユニット</td><td>(略)</td><td>(略) 8 被災者支援・相談業務に係る<u>市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。</u></td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>住家被害 (略) (略)</p>	ユニット	リーダー	分掌事務	(略)			受援連携 ユニット	(略)	(略) <u>7 災害マネジメントに係る市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。</u>	ユニット	リーダー	分掌事務	避難アセ スメント ユニット	(略)	(略) 4 避難所運営に係る <u>市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。</u>	ユニット	リーダー	分掌事務	災害救助 法ユニット	(略)	(略) 8 被災者支援・相談業務に係る <u>市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ユニット</th><th>リーダー</th><th>分掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td>受援連携 ユニット</td><td>(略)</td><td>(略) </td></tr> </tbody> </table> <p>(イ) 避難支援班</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ユニット</th><th>リーダー</th><th>分掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難アセ スメント ユニット</td><td>(略)</td><td>(略) 4 避難所運営に係る 応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(オ) 被災者支援班</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ユニット</th><th>リーダー</th><th>分掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害救助 法ユニット</td><td>(略)</td><td>(略) 8 被災者支援・相談業務に係る 応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	ユニット	リーダー	分掌事務	(略)			受援連携 ユニット	(略)	(略) 	ユニット	リーダー	分掌事務	避難アセ スメント ユニット	(略)	(略) 4 避難所運営に係る 応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。	ユニット	リーダー	分掌事務	災害救助 法ユニット	(略)	(略) 8 被災者支援・相談業務に係る 応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。	業務分担の見直し
ユニット	リーダー	分掌事務																																											
(略)																																													
受援連携 ユニット	(略)	(略) <u>7 災害マネジメントに係る市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。</u>																																											
ユニット	リーダー	分掌事務																																											
避難アセ スメント ユニット	(略)	(略) 4 避難所運営に係る <u>市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。</u>																																											
ユニット	リーダー	分掌事務																																											
災害救助 法ユニット	(略)	(略) 8 被災者支援・相談業務に係る <u>市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。</u>																																											
ユニット	リーダー	分掌事務																																											
(略)																																													
受援連携 ユニット	(略)	(略) 																																											
ユニット	リーダー	分掌事務																																											
避難アセ スメント ユニット	(略)	(略) 4 避難所運営に係る 応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。																																											
ユニット	リーダー	分掌事務																																											
災害救助 法ユニット	(略)	(略) 8 被災者支援・相談業務に係る 応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。																																											

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

認定調査 支援ユニット	3 住家被害認定調査及び罹災証明書の交付に係る <u>市町村への応援職員のニーズの把握、派遣人数と期間の調整、</u> 応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。			3 住家被害認定調査及び罹災証明書の交付に係る_____応援職員への研修及び当該活動に係る応援職員への支援に関すること。			「家庭動物」に表記を統一	
	(カ) 物資班			(カ) 物資班				
	ユニット	リーダー	分掌事務	ユニット	リーダー	分掌事務		
	(略)			(略)				
	物資調整 ユニット	(略)	(略)	物資調整 ユニット	(略)	(略)		
	3 市町村の物資関係の応援職員の <u>ニーズ</u> に関すること。			3 市町村の物資関係の応援職員の <u>調整</u> に関すること。				
	(3) 部・班事務分掌			(3) 部・班事務分掌				
	(ア) 共通事項分掌			(ア) 共通事項分掌				
	(略)			(略)				
	(イ) 特定事務分掌			(イ) 特定事務分掌				
所属	業務分掌			業務分掌			「家庭動物」に表記を統一	
	(略)			(略)				
	総務部	市町村班	(略)	総務部	市町村班	(略)		
	3 市町村に対する職員の派遣及び派遣のあっせんに関すること <u>(総務省が所管する応急対策職員派遣制度に係るものも含む。)</u> 。			3 市町村に対する職員の派遣及び派遣のあっせんに関すること_____。				
	(略)			(略)				
保健福祉部	健康衛生班	(略)	10 環境衛生_____に関すること。 (略) 14 _____動物 <u>(ペットに限る。)</u> 救護対策に関すること。 (略) <u>20 借上げ避難所に関すること。(観光交流班が所掌するものを除く。)</u>	保健福祉部	健康衛生班	(略) 10 環境衛生 <u>の確保</u> に関すること。 (略) 14 <u>家庭</u> 動物 _____ 救護対策に関すること。 (略)	「家庭動物」に表記を統一	
	(略)			(略)				
	観光	観光	2 借上げ避難所に関すること <u>(健康衛生班が所掌するものを除く。)</u>	観光	観光	2 借上げ避難所に関すること _____		

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

	交流部	交流班	<u>するものを除く。)</u>			交流部	交流班																					
	(4) 災害対策地方本部組織 ウ 災害対策地方本部事務分掌 b 特定事務分掌			(4) 災害対策地方本部組織 ウ 災害対策地方本部事務分掌 b 特定事務分掌																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th colspan="2">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td>保健福祉班</td> <td>15</td> <td>動物 <u>(ペットに限る。)</u> 救護対策に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>			班名	事務分掌		(略)			保健福祉班	15	動物 <u>(ペットに限る。)</u> 救護対策に関すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th colspan="2">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td>保健福祉班</td> <td>15</td> <td>家庭動物 _____ 救護対策に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>			班名	事務分掌		(略)			保健福祉班	15	家庭動物 _____ 救護対策に関すること。				
班名	事務分掌																											
(略)																												
保健福祉班	15	動物 <u>(ペットに限る。)</u> 救護対策に関すること。																										
班名	事務分掌																											
(略)																												
保健福祉班	15	家庭動物 _____ 救護対策に関すること。																										
3-2	(別表)			(別表)						体制の見直し																		
	教育部	部名	班名	配備要員の数			部名	班名	配備要員の数																			
				特別警戒 配備	特別警戒 本部体制	災害対策 本部体制			特別警戒 配備	特別警戒 本部体制	災害対策 本部体制																	
		(略)			(略)																							
		教育総務班	2	4	全員※	教育総務班	2	4	全員※	教育総務班	2	4	全員※															
		財務班	<u>2</u>	<u>4</u>	全員※	財務班	<u>—</u>	<u>—</u>	全員※	財務班	<u>—</u>	<u>—</u>	全員※															
		職員班	<u>2</u>	<u>4</u>	全員※	職員班	<u>—</u>	<u>—</u>	全員※	職員班	<u>—</u>	<u>—</u>	全員※															
		福利班	<u>2</u>	<u>4</u>	全員※	福利班	<u>—</u>	<u>—</u>	全員※	福利班	<u>—</u>	<u>—</u>	全員※															
		社会教育班	<u>2</u>	<u>4</u>	全員※	社会教育班	<u>—</u>	<u>—</u>	全員※	社会教育班	<u>—</u>	<u>—</u>	全員※															
		文化財班	<u>2</u>	<u>4</u>	全員※	文化財班	<u>—</u>	<u>—</u>	全員※	文化財班	<u>—</u>	<u>—</u>	全員※															
		義務教育班	<u>2</u>	<u>4</u>	全員※	義務教育班	<u>1</u>	<u>2</u>	全員※	義務教育班	<u>1</u>	<u>2</u>	全員※															
		高校教育班	<u>2</u>	<u>4</u>	全員※	高校教育班	<u>1</u>	<u>2</u>	全員※	高校教育班	<u>1</u>	<u>2</u>	全員※															
		特別支援教育班	<u>2</u>	<u>4</u>	全員※	特別支援教育班	<u>1</u>	<u>2</u>	全員※	特別支援教育班	<u>1</u>	<u>2</u>	全員※															
		健康教育班	<u>2</u>	<u>4</u>	全員※	健康教育班	<u>—</u>	<u>—</u>	全員※	健康教育班	<u>—</u>	<u>—</u>	全員※															

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節	現行	修正後	修正理由
3-3	<p>第1 気象特別警報・警報・注意報等について (略)</p> <p>1 定義と種類について (略)</p> <p>(2) 種類 (略)</p> <p>エ 情報 (略)</p> <p>(イ) 土砂災害警戒情報 大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった場合、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(湯川村を除く)を特定して警戒が呼びかけられる情報で、福島県(河川港湾総室)と福島地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)や土砂アラート(福島県土砂災害情報システム)等で確認することができる。危険な場所から<u>の</u>避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</p> <p>(ウ) 顕著な大雨に関する気象情報 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で<u>実際に</u>降り続いている場合、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。 (略)</p> <p>(オ) 龍巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている場合に、天気予報の対象地域と同じ発表単位(会津、中通り、浜通り)で気象庁から発表される。<u>_____</u></p>	<p>第1 気象特別警報・警報・注意報等について (略)</p> <p>1 定義と種類について (略)</p> <p>(2) 種類 (略)</p> <p>エ 情報 (略)</p> <p>(イ) 土砂災害警戒情報 大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった場合、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(湯川村を除く)を特定して警戒が呼びかけられる情報で、福島県(河川港湾総室)と福島地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)や土砂アラート(福島県土砂災害情報システム)等で確認することができる。危険な場所から<u>避難する</u>必要があるとされる警戒レベル4に相当。</p> <p>(ウ) 顕著な大雨に関する気象情報 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で<u>_____</u>降り続いている場合、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。 (略)</p> <p>(オ) 龍巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巒、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巒等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている場合に、天気予報の対象地域と同じ発表単位(会津、中通り、浜通り)で気象庁から発表される。<u>この情報の有効期間は、發</u></p>	適正化

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

	<p>なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位(会津、中通り、浜通り)で発表される。</p> <p><u>この情報の有効期間は、発表から約1時間である。</u></p> <p>(略)</p> <p>(キ) キキクル（危険度分布）</p> <p><u>土砂災害・浸水害・洪水災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新され、警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）がある。</u></p> <p>(各キキクル<u>の概要</u>については、第3章第9節第1避難指示等の発令 【参考】キキクル（警報の危険度分布）等の概要を参照)</p> <p>(略)</p> <p>才 <u>その他</u></p> <p>(ア) <u>火災気象通報</u></p> <p>気象の状況が火災の予防上危険と認められる場合、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、気象概況通報の一部として福島地方気象台が福島県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。</p> <p>(イ) <u>スモッグ気象情報</u></p> <p><u>大気汚染防止法の規定により、光化学オキシダント濃度が注意報発令基準に達しそうな場合に福島県知事が行う緊急の措置に資するための気象情報。</u></p> <p><u>※「光化学スモッグ注意報」等は、福島県の発令基準により発令される。</u></p>	<p><u>表から約1時間である。</u></p> <p>なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位(会津、中通り、浜通り)で発表される。</p> <p>(略)</p> <p>(キ) キキクル（危険度分布）</p> <p><u>大雨による土砂災害・浸水害・洪水災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新され、警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）がある。</u></p> <p>(各キキクル<u>の概要</u>については、第3章第9節第1避難指示等の発令 【参考】キキクル（警報の危険度分布）等の概要を参照)</p> <p>(略)</p> <p>才 <u>火災気象通報</u></p> <p>気象の状況が火災の予防上危険と認められる場合、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、気象概況通報の一部として福島地方気象台が福島県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。</p>	<p>大気汚染業務の見直し（令和7年1月31日でスマッグ気象情報と大気汚染気象通報を廃止）による修正。</p> <p>令和7年1月31日 スマッグ気象情報と大気汚染気象通報が廃止</p>
--	--	--	---

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節

現行

修正後

修正理由

	<p><u>注意報基準：オキシダント濃度 0.12ppm 以上になり、かつ、この状態が気象条件から見て継続すると認められるときに発令される。</u></p> <p><u>(ウ) 大気汚染気象通報</u> 大気の汚染に関する気象の状態及び気象に関する予想を大気汚染による公害の防止措置を行っている福島県等に対して伝達される。</p> <p>2 特別警報・警報・注意報等の概要と発表基準 (1) 発表基準 (略) (オ) 基準地点と基準水位 ・夏井川</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測所名</th><th></th><th>計画高水位 (m)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小川 (オガワ)</td><td>(略)</td><td><u>_____</u></td></tr> <tr> <td>鎌田 (カマタ)</td><td></td><td>7.50</td></tr> </tbody> </table> <p>(カ) 洪水予報を実施する河川の区域 (略) 広瀬川 (略) 右岸 福島県伊達市梁川町字鶴ヶ丘16番の1地先から阿武隈川合流点まで 阿賀川 (略) 左岸 福島県喜多方市山都町三津合字古屋敷5845番の14先地まで オ 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）の発表後、気象庁が作成する降雨予測（_____）に基づく予測雨量が、1kmメッシュごとに設定した土砂災害発生危険基準線を超過し、_____土砂災害発生の危険性が高まった場合に_____福島県_____と福島地方気象台が共同で発表する。市町村_____単位で発表されるが、郡山市と天栄村は同一市村内で気候特性が異なることから郡山市と郡</p>	観測所名		計画高水位 (m)	小川 (オガワ)	(略)	<u>_____</u>	鎌田 (カマタ)		7.50	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 特別警報・警報・注意報等の概要と発表基準 (1) 発表基準 (略) (オ) 基準地点と基準水位 ・夏井川</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測所名</th><th></th><th>計画高水位 (m)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小川 (オガワ)</td><td>(略)</td><td><u>4.20</u></td></tr> <tr> <td>鎌田 (カマタ)</td><td></td><td>7.50</td></tr> </tbody> </table> <p>(カ) 洪水予報を実施する河川の区域 (略) 広瀬川 (略) 右岸 福島県伊達市梁川町字鶴ヶ岡16番の1地先から阿武隈川合流点まで 阿賀川 (略) 左岸 福島県喜多方市山都町三津合字古屋敷5845番の14地先まで オ 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）の発表後、気象庁が作成する降雨予測（当該区域に係る60分雨量及び土壤雨量指数の予測）に基づく予測雨量が、1kmメッシュごとに設定した土砂災害発生危険基準線を超過し、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに福島県（河川港湾総室）と福島地方気象台が共同で発表する。市町村（湯川村を除く）単位で発表されるが、郡山市と天栄村は同一市村内で気候特性が異なることから郡山市と郡</p>	観測所名		計画高水位 (m)	小川 (オガワ)	(略)	<u>4.20</u>	鎌田 (カマタ)		7.50	適正化
観測所名		計画高水位 (m)																			
小川 (オガワ)	(略)	<u>_____</u>																			
鎌田 (カマタ)		7.50																			
観測所名		計画高水位 (m)																			
小川 (オガワ)	(略)	<u>4.20</u>																			
鎌田 (カマタ)		7.50																			

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

	山市湖南、天栄村と天栄村湯本に分割して発表される。 (略) (2) 警報、注意報等発表の細分区域		
	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域
中通り	(略)		
	中通り中部	郡山市(<u>_____湖南町</u> を除く)、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村 (<u>会津南部の地域</u> を除く)、三春町、小野町	郡山市(<u>郡山市湖南</u> を除く)、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村 (<u>天栄村湯本</u> を除く)、三春町、小野町
会津	(略)		
	会津中部	会津若松市、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、郡山市 <u>湖南町</u>	会津若松市、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、郡山市 <u>湖南</u>
	会津南部	下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、天栄村 <u>_____</u> (大字田良尾、大字羽鳥、大字湯本 <u>に限る</u>)	下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、天栄村 <u>湯本</u> (大字田良尾、大字羽鳥、大字湯本 <u>_____</u>)

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

(略)		(略)			
(別表4)洪水注意報基準		(別表4)洪水注意報基準			
市町村等を まとめた地域	市町村等	流域面積指教基準	複合基準 [†]	指定河川洪水予報による基準	令和5年6月8日現在
中通り北部	福島市	棚上川流域=28、八日田川流域=4.9、高川流域=7.6、須川流域=7.8、小川流域=12.8、須川流域=16、胡桃川流域=5.5	棚川流域=(5.76)、阿武隈川流域=(5.492)、胡桃川流域=(5.55)	阿武隈川上流(福島)、荒川(八木田)	同武隈川上流(福島)
伊達市	東根川流域=6.4、佐藤川流域=5.2、小川流域=4.4、古川流域=4.6、雄物川流域=7.2、山舟生川流域=7.7、上小川流域=6.7、大石川流域=7.9、雄川流域=5.8	東根川流域=(5.241)、小国川流域=(6.51)、雄物川流域=(6.52)、小国川流域=(5.104)、古川流域=(5.45)、阿武隈川流域=(6.424)、雄物川流域=(5.72)、山舟生川流域=(6.62)、上小川流域=(6.46)、大石川流域=(6.63)、雄川流域=(6.46)	阿武隈川上流(福島・伏巣)	同武隈川上流(福島・伏巣)	
南釧町	佐久間川流域=4.6、産ヶ沢川流域=7.5	佐久間川流域=(5.36)	阿武隈川上流(伏巣)	同武隈川上流(伏巣)	
国見町	漁川流域=7.1、普羅川流域=3、佐久間川流域=6.6	漁川流域=(5.71)、佐久間川流域=(7.45)	阿武隈川上流(伏巣)	同武隈川上流(伏巣)	
川俣町	広瀬川流域=14.4、安神川流域=6.2、三百川流域=5.2	広瀬川流域=(5.144)	—	—	
中通り中部	郡上市	五百川流域=14.6、藤原川流域=9.6、速川流域=12、西田川流域=4.9、雄物川流域=12.2、雄川流域=9.3、照内川流域=4.8	五百川流域=(6.117)、速川流域=(5.12)、西田川流域=(5.11)、雄物川流域=(6.441)、照内川流域=(5.48)	阿武隈川上流(須賀川・阿久津)	同武隈川上流(須賀川・阿久津)
須賀川市	漁川流域=11.6、新潟愛川流域=26.5、初瀬川流域=6.8、江花川流域=11.2	漁川流域=(5.89)、新潟愛川流域=(5.202)、初瀬川流域=(5.434)	阿武隈川上流(須賀川)	同武隈川上流(須賀川)	
二本松市	移川流域=22.4、油井川流域=7.7、杉田川流域=5.3、口太川流域=10、安達大田川流域=4、小川川流域=7.2、若宮川流域=3.2	移川流域=(5.179)、油井川流域=(5.17)、杉田川流域=(5.12)、口太川流域=(5.128)、安達大田川流域=(5.67)、小川川流域=(5.72)、阿武隈川流域=(5.454)、若宮川流域=(5.42)	阿武隈川上流(本宮・二本松)	同武隈川上流(本宮・二本松)	
田村市	大淵根川流域=19.9、牧野川流域=13.8、牧野川流域=11.4、曾我川流域=10.2、吉川流域=15.6、南川流域=8.8、夏川流域=8.9	大淵根川流域=(5.19)、牧野川流域=(5.114)、曾我川流域=(5.88)	—	—	
本宮市	百日川流域=5.8、安達大良川流域=7、五百川流域=18.6、仲川流域=5.1	百日川流域=(5.55)、安達大良川流域=(5.66)、五百川流域=(5.115)、阿武隈川流域=(7.493)	阿武隈川上流(百日津・本宮・二本松)	同武隈川上流(百日津・本宮・二本松)	
大玉村	早田川流域=12、百日川流域=5.2、安達大良川流域=7、七瀬川流域=5.6	早田川流域=(7.494)	阿武隈川上流(本宮)	同武隈川上流(本宮)	
鏡石町	磐道堂川流域=24.8、磐田川流域=5.3、磐戸川流域=16.1	磐道堂川流域=(5.444)	阿武隈川上流(玉城橋)	同武隈川上流(玉城橋)	
天栄村	磐道堂川流域=20.9、磐田川流域=8、磐野川流域=5.5	磐田川流域=(5.8)、磐野川流域=(5.55)	—	—	
三春町	桜川流域=7.8、大淵根川流域=23.6、八日川流域=8	桜川流域=(6.63)、大淵根川流域=(6.189)、八日川流域=(6.64)	—	—	
小野町	右支井川流域=11.6、裏森川流域=4.1、十石川流域=5.5、夏井川流域=16.4、九重川流域=6.76	右支井川流域=(5.5)、裏森川流域=(5.4)、夏井川流域=(5.76)	—	—	
中通り南部	白河市	阿武隈川流域=25.9、谷津田川流域=6.7、尾瀬川流域=14.8、矢川流域=6.9、社川流域=7、藤川流域=12.6、外川流域=7	阿武隈川流域=(5.224)、谷津田川流域=(5.67)、矢川流域=(5.51)、社川流域=(5.177)、藤川流域=(5.7)	阿武隈川流域=(5.224)、谷津田川流域=(5.67)、矢川流域=(5.51)、社川流域=(5.177)、藤川流域=(5.7)	—
西郷町	阿武隈川流域=17.4、谷津田川流域=5.3、船川流域=13	阿武隈川流域=(5.174)、谷津田川流域=(5.53)、船川流域=(5.13)	—	—	
泉ヶ崎町	阿武隈川流域=26、泉川流域=9.6	—	—	—	
中郷村	阿武隈川流域=28.1、象川流域=13.2	阿武隈川流域=(5.281)	—	—	
矢吹町	泉川流域=12.8、篠戸川流域=15.7	阿武隈川流域=(5.33)、篠戸川流域=(5.33)	阿武隈川上流(玉城橋)	同武隈川上流(玉城橋)	
猪苗代町	社川流域=20.5、久慈川流域=17.4、近藤川流域=11.5、大栗川流域=8.2	社川流域=(5.19)、久慈川流域=(5.174)	—	—	
矢祭町	久慈川流域=33.5、矢慈川流域=12.2、小川川流域=9.9	久慈川流域=(5.285)、小川川流域=(5.77)	—	—	
須町	久慈川流域=30、川上川流域=22.3、渡利川流域=11.4、西川流域=4.9	久慈川流域=(5.27)	—	—	
般川村	般川流域=12.4、渡利川流域=10.6	渡利川流域=(8.85)	—	—	
石川町	阿武隈川流域=29、社川流域=31.9、北源川流域=16.6、今出川流域=10.8	阿武隈川流域=(5.29)、社川流域=(5.319)、北源川流域=(6.13.3)、今出川流域=(6.85)	—	—	
玉川村	泉ヶ崎川流域=8.4、金凌川流域=6.1	阿武隈川流域=(5.38)、泉ヶ崎川流域=(5.84)	阿武隈川上流(玉城橋・須賀川)	同武隈川上流(玉城橋・須賀川)	
平田村	北源川流域=13.2、平田川流域=7.9	北源川流域=(5.13.2)、平田川流域=(7.6.5)	—	—	
渡利町	社川流域=21、般川流域=8.1	社川流域=(7.16.6)	—	—	
古殿町	般川流域=20.8、小松川流域=8.7、太平川流域=8.1	般川流域=(7.17.8)、小松川流域=(7.7)、太平川流域=(7.6.5)	—	—	

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

	<p>ができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、<u>共通のシステム（総合防災情報システム及びSIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management））</u>に集約できるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 被害状況等の報告方法</p> <p>(略)</p> <p>ア 市町村から県（災害対策本部情報班）への報告</p> <p>(ア) 市町村の県への報告に当たっては、<u>福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」</u>により行うことを基本とし、県災害対策地方本部及び県災害対策本部で入力内容の確認を行う。</p> <p>(イ) 被災等により<u>防災事務連絡システム</u>が使用できない場合、市町村は電話、FAX、電子メール等により県災害対策地方本部へ被害情報を報告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ 県出先機関及び防災関係機関から県災害対策地方本部への報告</p> <p>　　県出先機関、及び防災関係機関は、<u>電話、FAX、電子メール等</u>により県災害対策地方本部へ被害情報を報告するものとする。</p> <p>ウ 県災害対策地方本部から県災害対策本部情報班への報告</p> <p>　　上記(1)イ<u>及び(2)</u>の場合、被害状況等の報告を受けた県災害対策地方本部は、<u>電話、FAX、電子メール及び県デスクネット・ネオ掲示板</u>により、速やかに県災害対策本部へ管内の被害状況等を報告するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>ができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、<u>総合防災情報システム（S O B O -WE B）</u>に集約できるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 被害状況等の報告方法</p> <p>(略)</p> <p>ア 市町村から県（災害対策本部情報班）への報告</p> <p>(ア) 市町村の県への報告に当たっては、<u>福島県総合防災情報システム</u>により行うことを基本とし、県災害対策地方本部及び県災害対策本部で入力内容の確認を行う。</p> <p>(イ) 被災等により<u>福島県総合防災情報システム</u>が使用できない場合、市町村は電話、FAX、電子メール等により県災害対策地方本部へ被害情報を報告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ 県出先機関及び防災関係機関から県災害対策地方本部への報告</p> <p>　　県出先機関、及び防災関係機関は、<u>福島県総合防災情報システム</u>により県災害対策地方本部<u>及び県災害対策本部</u>へ被害情報を報告するものとする。</p> <p>ウ 県災害対策地方本部から県災害対策本部情報班への報告</p> <p>　　上記(1)イ<u>_____</u>の場合、被害状況等の報告を受けた県災害対策地方本部は、<u>福島県総合防災情報システム</u><u>_____</u>により、速やかに県災害対策本部へ管内の被害状況等を報告するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>システムの更新</p>
--	--	--	----------------

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>【_____被害状況の報告先】</p>	<p>【電話・FAXによる被害状況の報告先】</p>	
3-4	<p>第1 通信手段の確保 (略)</p> <p>3 各種通信施設の利用</p> <p>(1) 非常無線通信の利用</p> <p>県（災害対策本部活動支援班）、市町村及び防災関係機関等は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、東北地方非常通信ルートに基づく東北地方整備局・警察本部・東北電力(株)福島支店_____、(一社)日本アマチュア無線連盟福島県支部及びアマチュア無線赤十字奉仕団等の協力を得て、その無線通信施設の利用を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 災害対策地方本部及び現地災害対策本部が設置された場合の措置</p> <p>県（災害対策本部活動支援班、情報統計班、文書管財班）は、地方振興局に災害対策地方本部を設置し、会議室等を執務室とする場合及び現地災害対策本部が設置された場合は、必要に応じて東日本電信電話(株)福島支店に臨時電話（携帯電話含む）の設置を依頼するとともに、加入電話等が使用不能になったときは衛星携帯電話及び県総合情報通信ネットワーク_____の衛星可搬局により通信を行う。</p>	<p>第1 通信手段の確保 (略)</p> <p>3 各種通信施設の利用</p> <p>(1) 非常無線通信の利用</p> <p>県（災害対策本部活動支援班）、市町村及び防災関係機関等は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、東北地方非常通信ルートに基づく東北地方整備局・警察本部・東北電力(株)福島支店・東北電力ネットワーク（株）福島支社、(一社)日本アマチュア無線連盟福島県支部及びアマチュア無線赤十字奉仕団等の協力を得て、その無線通信施設の利用を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 災害対策地方本部及び現地災害対策本部が設置された場合の措置</p> <p>県（災害対策本部活動支援班、情報統計班、文書管財班）は、地方振興局に災害対策地方本部を設置し、会議室等を執務室とする場合及び現地災害対策本部が設置された場合は、必要に応じて東日本電信電話(株)福島支店に臨時電話（携帯電話含む）の設置を依頼するとともに、加入電話等が使用不能になったときは衛星携帯電話及び県総合情報通信ネットワークの衛星可搬局により通信を行う。</p>	適正化

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

3-5	<p>第1 県と市町村の相互協力</p> <p>1 県と市町村の相互協力 (略)</p> <p>(3) _____市町村長が、知事に職員の派遣、職員の派遣のあっせん若しくは応援を求め、若しくは災害応急対策の実施を要請し、又は他の市町村長に応援を求める場合は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 市町村への情報連絡員（県リエゾン）の派遣体制整備 (略)</p> <p>(3) なお、県（災害対策本部活動支援班、情報統計班）は、市町村に派遣され常駐する情報連絡員が、地方本部等と速やかに情報連絡ができるよう、情報連絡員用のスマートフォンや衛星携帯電話等の配備や、外部から県デスクネッツ・ネオにアクセスできる環境を整えるなど、通信手段の確保に努めるものとする。</p>	<p>第1 県と市町村の相互協力</p> <p>1 県と市町村の相互協力 (略)</p> <p>(3) 被災市町村長が、知事に職員の派遣、職員の派遣のあっせん若しくは応援を求め、若しくは災害応急対策の実施を要請し、又は他の市町村長に応援を求める場合は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 市町村への情報連絡員（県リエゾン）の派遣体制整備 (略)</p> <p>(3) なお、県（災害対策本部活動支援班、情報_____班）は、市町村に派遣され常駐する情報連絡員が、地方本部等と速やかに情報連絡ができるよう、情報連絡員用のスマートフォンや衛星携帯電話等の配備や、外部から県デスクネッツ・ネオにアクセスできる環境を整えるなど、通信手段の確保に努めるものとする。</p>	適正化
3-5	<p>第8 他の都道府県等への応援</p> <p>1 応援体制 (略)</p> <p>危機管理部長は、被災した他の都道府県又は被災した県内市町村に対する応援のため、危機管理部内に福島県応援本部（以下「応援本部」という。）を設置することができる。</p>	<p>第8 他の都道府県等への応援</p> <p>1 応援体制 (略)</p> <p>知事 _____は、被災した他の都道府県又は被災した県内市町村に対する応援のため、危機管理部内に福島県応援本部（以下「応援本部」という。）を設置することができる。</p>	適正化
3-5	<p>第9 受援体制の構築 (略)</p> <p>2 市町村における受援体制 (略)</p> <p>その際 _____、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第9 受援体制の構築 (略)</p> <p>2 市町村における受援体制 (略)</p> <p>その際には、_____ 感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。</p>	防災基本計画の修正による

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

3-9	<p>第3 避難の誘導 (略)</p> <p>4 避難順位及び携行品の制限 (1) 避難順位 (略) ケ <u>ペット</u></p>	<p>第3 避難の誘導 (略)</p> <p>4 避難順位及び携行品の制限 (1) 避難順位 (略) ケ 家庭動物</p>	「家庭動物」に表記を統一
3-9	<p>第1 避難指示等の発令 1 避難の実施機関 (略)</p> <p>(2) 避難指示等の要否を検討すべき情報 (略)</p> <p>イ 土砂灾害 (略)</p> <p>土砂灾害に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、大雨注意報、大雨警報（土砂灾害）、土砂灾害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂灾害）があり、このほかに土砂キキクル（大雨警報（土砂灾害）の危険度分布）<u>_____</u>がある。</p>	<p>第1 避難指示等の発令 1 避難の実施機関 (略)</p> <p>(2) 避難指示等の要否を検討すべき情報 (略)</p> <p>イ 土砂灾害 (略)</p> <p>土砂灾害に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、大雨注意報、大雨警報（土砂灾害）、土砂灾害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂灾害）があり、このほかに土砂キキクル（大雨警報（土砂灾害）の危険度分布）や<u>土砂アラート（福島県土砂灾害情報システム）</u>がある。</p>	適正化
3-9	<p>第3 避難の誘導 (略)</p> <p>4 避難順位及び携行品の制限 (1) 避難順位 (略) ケ <u>ペット</u></p>	<p>第3 避難の誘導 (略)</p> <p>4 避難順位及び携行品の制限 (1) 避難順位 (略) ケ 家庭動物</p>	「家庭動物」に表記を統一
3-9	<p>第4 避難行動要支援者等対策 1 情報伝達体制 (略)</p> <p>(2) 在宅者対策 市町村等は、直接、有線電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、民生<u>_____</u>・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。 (略)</p>	<p>第4 避難行動要支援者等対策 1 情報伝達体制 (略)</p> <p>(2) 在宅者対策 市町村等は、直接、有線電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。</p>	「民生委員・児童委員」に表記を統一

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

	<p>2 避難及び避難誘導 (略) (2) 在宅者対策 市町村は、消防機関、民生_____・児童委員及び自主防災組織の協力を得て、避難所に誘導する。避難誘導に当たっては、避難行動要支援者の実態に即した避難用の器具等を用いる。</p>	<p>(略) 2 避難及び避難誘導 (略) (2) 在宅者対策 市町村は、消防機関、民生<u>委員</u>・児童委員及び自主防災組織の協力を得て、避難所に誘導する。避難誘導に当たっては、避難行動要支援者の実態に即した避難用の器具等を用いる。</p>	
3-10	<p>第1 避難所の設置 (略) 2 市町村長の措置 (略) (3) 避難所における措置 避難所における市町村長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。 ア 被災者の受入 市町村は避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に問わらず適切に受け入れることとする。 また市町村は、<u>必要に応じ、ペット連れ避難者がペットを飼育管理することができる場所の確保等</u> _____に努めるとともに、県等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。なお、県（健康衛生班）は、必要に応じて福島県獣医師会等へ協力を要請するものとする。</p>	<p>第1 避難所の設置 (略) 2 市町村長の措置 (略) (3) 避難所における措置 避難所における市町村長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。 ア 被災者の受入 市町村は避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に問わらず適切に受け入れることとする。 また市町村は、<u>指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れ、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握</u>に努めるとともに、県等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。なお、県（健康衛生班）は、必要に応じて福島県獣医師会等へ協力を要請するものとする。</p>	防災基本計画の修正による
3-10	<p>第2 避難所の運営 3 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策 (1) 設備の整備 (略) エ 洗濯機・乾燥機 _____ (略) コ <u>その他必要な設備・備品</u> _____ (2) 環境の整備 市町村は、避難所における生活環境が _____</p>	<p>第2 避難所の運営 3 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策 (1) 設備の整備 (略) エ 洗濯機・乾燥機、洗濯干し場 (略) コ <u>公衆 Wi-Fi、携帯電話等充電スペース</u> サ <u>その他必要な設備・備品</u> (2) 環境の整備 市町村は、避難所における生活環境が、<u>人としての尊厳が守</u></p>	公衆 Wi-Fi、携帯電話等充電スペースを追加

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

	<p>常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、<u>食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難所の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、</u> <u>必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努めるものとする。 (略)</p> <p>5 要配慮者対策 (1) 避難所のユニバーサルデザイン化等 (略) また、一般的な避難所に、<u>高齢者、乳幼児、障がい者</u>等の要配慮者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。</p> <p>(4) 栄養・食生活支援の実施 (略) なお、県（災害対策本部避難支援班及び物資班、健康衛生班）及び市町村は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとし、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料<u>7</u>品目（えび、かに、<u>くるみ</u>小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの<u>21</u>品目（アーモンド等）に</p>	<p><u>られ、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難所の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> また、<u>感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努めるものとする。</u> (略)</p> <p>5 要配慮者対策 (1) 避難所のユニバーサルデザイン化等 (略) また、一般的な避難所に、<u>障がい者、高齢者、妊娠婦、乳幼児、</u>等の要配慮者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。</p> <p>(4) 栄養・食生活支援の実施 (略) なお、県（災害対策本部避難支援班及び物資班、健康衛生班）及び市町村は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとし、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料<u>8</u>品目（えび、かに、<u>くるみ、</u>小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの<u>20</u>品目（アーモンド等）に</p>	<p>防災基本計画の修正による</p> <p>妊産婦への配慮の追加</p> <p>食品表示基準の改正による</p>
--	---	---	---

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

	<p>ついても配慮することが望ましい。 (略)</p> <p>6 指定避難所以外の被災者への支援</p> <p>(1) 在宅<u>被災者</u>等及び車中<u>生活をおくる被災者</u>への支援</p> <p>市町村は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅や親戚・知人宅にて避難生活を送る被災者及びやむを得ず車中生活を送る被災者等に対しても、避難者の情報の早期把握に努め、避難所において食料や生活必需品、情報提供を行うほか、トイレ等の設備の利用にも配慮する</p> <hr/>	<p>一モンド等)についても配慮することが望ましい。 (略)</p> <p>6 指定避難所以外の被災者への支援</p> <p>(1) 在宅<u>避難者</u>等及び車中<u>泊避難者</u>への支援</p> <p>市町村は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅や親戚・知人宅にて避難生活を送る被災者及びやむを得ず車中生活を送る被災者等に対しても、避難者の情報の早期把握に努め、避難所において食料や生活必需品、情報提供を行うほか、トイレ等の設備の利用にも配慮する。</p> <p><u>在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p><u>車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p>	
3-11	<p>第2 医療（助産）救護活動</p> <p>1 県 (略)</p> <p>(5) 県（保健医療福祉調整本部、健康衛生班）は、保健医療福祉調整本部への医師会や災害医療コーディネーターの参画により、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班の派遣調整等を行うとともに、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた収集拠点の確保を図るものとする。この際、県は、災害派遣医療チーム（DMAT）等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行うものとする。</p> <p><u>また、</u>県（保健医療福祉調整本部、健康衛生班）は、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班による活動と並行して、また災害派遣医療チーム（DMAT）の活動終了以降、日本医</p>	<p>第2 医療（助産）救護活動</p> <p>1 県 (略)</p> <p>(5) 県（保健医療福祉調整本部、健康衛生班）は、保健医療福祉調整本部への医師会や災害医療コーディネーターの参画により、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班の派遣調整等を行うとともに、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた収集拠点の確保を図るものとする。この際、県は、災害派遣医療チーム（DMAT）等及びドクターヘリに関する派遣計画の作成等により、医療活動の総合調整を行うものとする。</p> <p><u>(6) 県（保健医療福祉調整本部、健康衛生班）は、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班による活動と並行して、また災害派遣医療チーム（DMAT）の活動終了以降、日本医</u></p>	防災基本計画の修正による

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節	現行	修正後	修正理由
	<p>師会災害医療チーム（J M A T）、日本災害歯科支援チーム（J D A T）、_____日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣などの協力を得て、避難所、救護所も含め、_____被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。この調整は災害医療コーディネーターと連携して実施するものとし、医療情報が途絶することがないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努めるものとする。</p> <p>(6) 県（生活福祉班）は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対して、災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の派遣を要請するものとする。</p> <p>(7) 県（保健医療福祉調整本部、生活福祉班）は、災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の派遣に係る調整、活動場所の確保等を図るものとする。</p> <p>(8) 県（健康衛生班）は、災害医療コーディネーターとの協議を踏まえ、必要と判断した場合、保健医療福祉調整本部に災害時小児周産期リエゾンを置き、災害時の県全体の小児・周産期医療に係る保健医療福祉活動の総合調整を行う。</p>	<p>師会災害医療チーム（J M A T）、日本災害歯科支援チーム（J D A T）、<u>災害支援ナース、日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）、日本栄養士災害支援チーム（J D A - D A T）</u>、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣などの協力を得て、避難所、救護所も含め、<u>県内外の</u>被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。この調整は災害医療コーディネーターと連携して実施するものとし、医療情報が途絶することがないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努めるものとする。</p> <p>(7) 県（生活福祉班）は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対して、災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の派遣を要請するものとする。</p> <p>(8) 県（保健医療福祉調整本部、生活福祉班）は、災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の派遣に係る調整、活動場所の確保等を図るものとする。</p> <p>(9) 県（健康衛生班）は、災害医療コーディネーターとの協議を踏まえ、必要と判断した場合、保健医療福祉調整本部に災害時小児周産期リエゾンを置き、災害時の県全体の小児・周産期医療に係る保健医療福祉活動の総合調整を行う。</p> <p>(10) <u>県（健康衛生班）は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（D I C T）等の派遣を迅速に要請するものとする。</u></p>	
3-12	<p>第2 緊急輸送路等の確保</p> <p>1 緊急輸送路の確保</p> <p>(1) (略) なお、地域によって第1次確保路線から確保することが困難な場合は、第2次確保路線以下の路線から確保する。 また、被害の状況により指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の道路を緊急輸送路として確保する。</p>	<p>第2 緊急輸送路等の確保</p> <p>1 緊急輸送路の確保</p> <p>(1) (略) _____地域によって第1次確保路線から確保することが困難な場合は、第2次確保路線以下の路線から確保する。 また、被害の状況により指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の道路を緊急輸送路として確保する。 <u>なお、東北道路啓開計画（福島県版）に位置付けられた路線について、東北道路啓開計画（福島県版）に基づき道路啓開を実</u></p>	東北道路啓開計画の策定による

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

	2 陸上輸送拠点の確保 (略) また、市町村は、指定避難所等への物資配送を円滑に実施するため、地域内輸送拠点を開設し、輸送体制を確保するものとする。	<u>施するものとする。</u> 2 陸上輸送拠点の確保 (略) また、市町村は、指定避難所等への物資配送を円滑に実施するため、地域内輸送拠点を開設し、輸送体制を確保するものとする。 <u>さらに、県（災害対策本部物資班）及び市町村は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u>	防災基本計画の修正による
3-14	第1 防疫活動 (略) 2 市町村の業務 (略) (7) 避難所の防疫指導等 (略) この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、歯科医師会、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、_____児童委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めることとする。	第1 防疫活動 (略) 2 市町村の業務 (略) (7) 避難所の防疫指導等 (略) この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、歯科医師会、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、 <u>民生委員・</u> 児童委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めることとする。	「民生委員・児童委員」に表記を統一
3-14	第4 保健指導 (略) この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生委員_____、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めることとする。	第4 保健指導 (略) この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生委員 <u>・児童委員</u> 、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めることとする。	「民生委員・児童委員」に表記を統一
3-14	第8 <u>動物（ペット）</u> 救護対策 1 県（健康衛生班）の業務 (1) 災害時の被害状況を調査し、動物の保護や適正飼育に関する必要な対策を実施するとともに、国（環境省）、市町村、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連	第8 <u>家庭動物</u> 救護対策 1 県（健康衛生班）の業務 (1) 災害時の被害状況を調査し、動物の保護や適正飼養に関する必要な対策を実施するとともに、国（環境省）、市町村、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連	「家庭動物」に表記を統一

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

修正後

章-節 現行

修正理由

	<p>絡調整に努める。 (略)</p> <p>2 市町村の業務 被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、<u>動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関及び獣友会</u>の協力を得ながら必要な対策を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>絡調整に努める。 (略)</p> <p>2 市町村の業務 被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、<u>飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応</u>、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関及び獣友会、<u>獣医師会等</u>の協力を得ながら必要な対策を講ずるよう努めるものとする。</p>	防災基本計画の修正による
3-15	<p>第2 し尿処理 (略)</p> <p>3 処理対策 (1) 避難所でのし尿処理 (略) また、必要に応じて仮設トイレを<u>設置し、避難所の衛生環境の確保を図る。</u> <u>この場合において、仮設トイレの機種は、高齢者・障がい者等に配慮したもの</u>の選定に努める。</p>	<p>第2 し尿処理 (略)</p> <p>3 処理対策 (1) 避難所でのし尿処理 (略) また、必要に応じて仮設トイレを<u>早期に設置し、避難所の衛生環境の確保を図るとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</u>この場合において、トイレの機種は、高齢者・障がい者等に配慮したもの</p>	防災基本計画の修正による
3-16	<p>第5 支援物資等の支援体制 県（災害対策本部物資班）及び市町村は、避難者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。 </p>	<p>第5 支援物資等の支援体制 県（災害対策本部物資班）及び市町村は、避難者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。<u>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとし、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u></p>	防災基本計画の修正による
3-18	<p>第2 貸貸型応急住宅等の提供 1 貸貸型応急住宅の提供 県（災害対策本部被災者支援班、建築班）は、民間賃貸住宅</p>	<p>第2 貸貸型応急住宅等の提供 1 貸貸型応急住宅の提供 県（災害対策本部被災者支援班、建築班）は、民間賃貸住宅</p>	適正化

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

	<p><u>の空き家等</u>が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用するものとする。<u>また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</u></p>	<p><u>等の空き家</u>が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用するものとする。</p>	
3-18	<p>第3 住宅の応急修理 (略)</p> <p>2 実施方法等</p> <p>(1) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理 (略)</p> <p>ア 緊急修理対象者</p> <p>次の要件を満たす者とする。</p> <p>(7) 準半壊、半壊、中規模半壊_____の被害を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある状態にあること。</p>	<p>第3 住宅の応急修理 (略)</p> <p>2 実施方法等</p> <p>(1) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理 (略)</p> <p>ア 緊急修理対象者</p> <p>次の要件を満たす者とする。</p> <p>(7) 準半壊、半壊、中規模半壊<u>又は大規模半壊</u>の被害を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある状態にあること。</p>	適正化
3-22	<p>第1 要配慮者に係る対策</p> <p>1 (略)</p> <p>このため、被災市町村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、以下の点に留意し、民生<u>委員</u>・児童委員や民間事業者等の協力を得ながら、要配慮者対策を実施する。</p>	<p>第1 要配慮者に係る対策</p> <p>1 (略)</p> <p>このため、被災市町村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、以下の点に留意し、民生<u>委員</u>・児童委員や民間事業者等の協力を得ながら、要配慮者対策を実施する。</p>	「民生委員・児童委員」に表記を統一
3-22	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第4 妊産婦及び乳幼児に係る対策</p> <p>1 妊産婦及び乳幼児の把握</p> <p><u>妊産婦や乳幼児は、短時間で状況が変化することから、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。そのため、市町村は、妊産婦や乳幼児の迅速な把握に努めるとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。</u></p> <p>2 避難所での配慮</p> <p><u>(1) 妊産婦や乳幼児は保健上の配慮を要するため、必要に応じて、妊婦、母子専用の休養スペースを確保し、栄養の確保や健康維持のため生活面の配慮を行う。妊産婦や乳幼児は</u></p>	妊産婦、乳幼児に係る対策を追加

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

		<p><u>それぞれの時期や月齢、個々人によっても差があることから、医療、保健、福祉等の専門家と連携し、個別の状況に応じた対応を行う。</u></p> <p><u>(2) 授乳スペースやおむつ交換のできるスペースを確保するとともに、哺乳瓶やお湯の衛生管理ができる環境を整える。</u></p>	
	<p>第4 児童に係る対策 (略)</p> <p>第5 外国人に係る対策 (略)</p>	<p>第5 児童に係る対策 (略)</p> <p>第6 外国人に係る対策 (略)</p>	
3-23	<p>第2 ボランティア団体等の活動 (略)</p> <p>10 被災<u>ペット</u>の救護活動</p>	<p>第2 ボランティア団体等の活動 (略)</p> <p>10 被災<u>家庭動物</u>の救護活動</p>	「家庭動物」に表記を統一
3-26	<p>第1 被災者生活再建支援法の適用 1 支援法の対象となる自然災害 (略)</p> <p>(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害（<u>_____</u> 施行令第1条第1号）</p> <p>(2) 10以上世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（<u>_____</u> 施行令第1条第2号）</p> <p>(3) 100以上世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害（<u>_____</u> 施行令第1条第3号）</p> <p>(4) (1)又は(2)の被害が発生した市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満に限る。）における自然災害（<u>_____</u> 施行令第1条第4号）</p> <p>(5) (3)又は(4)の都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万未満に限る）で、(1)～(3)の区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（<u>_____</u> 施行令第1条第5号）</p> <p>(6) (3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、5（人口5万未満の市町村にあっては、2）以上の世帯の住宅が全壊</p>	<p>第1 被災者生活再建支援法の適用 1 支援法の対象となる自然災害 (略)</p> <p>(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害（<u>支援法</u> 施行令第1条第1号）</p> <p>(2) 10以上世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（<u>支援法</u> 施行令第1条第2号）</p> <p>(3) 100以上世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害（<u>支援法</u> 施行令第1条第3号）</p> <p>(4) (1)又は(2)の被害が発生した市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満に限る。）における自然災害（<u>支援法</u> 施行令第1条第4号）</p> <p>(5) (3)又は(4)の都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万未満に限る）で、(1)～(3)の区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（<u>支援法</u> 施行令第1条第5号）</p> <p>(6) (3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、5（人口5万未満の市町村にあっては、2）以上の世帯の住宅が全壊</p>	適正化

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節 現行

章-節	現行	修正後	修正理由
	<p>する被害が発生した市町村における自然災害（_____施行令第1条第6号）</p> <p>2 支援法の対象となる世帯 支援法の対象となる被災世帯は下記のとおり。</p> <p>ア 居住する住宅が全壊した世帯（以下「全壊世帯」という。）（_____第2条第2号イ）</p> <p>イ 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）（_____第2条第2号ロ）</p> <p>ウ 火碎流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅が居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）（_____第2条第2号ハ）</p> <p>エ 居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）（_____第2条第2号ニ）</p> <p>オ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イからエまでに掲げる世帯を除く。以下「中規模半壊」という。）（_____）</p> <p>（略）</p> <p>4 支援金<u>支給基準</u> <u>対象世帯と支給額</u> _____ 支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。</p>	<p>する被害が発生した市町村における自然災害（<u>支援法</u>施行令第1条第6号）</p> <p>2 支援法の対象となる世帯 支援法の対象となる被災世帯は下記のとおり。</p> <p>ア 居住する住宅が全壊した世帯（以下「全壊世帯」という。）（<u>支援法</u>第2条第2号イ）</p> <p>イ 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）（<u>支援法</u>第2条第2号ロ）</p> <p>ウ 火碎流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅が居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）（<u>支援法</u>第2条第2号ハ）</p> <p>エ 居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）（<u>支援法</u>第2条第2号ニ）</p> <p>オ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イからエまでに掲げる世帯を除く。以下「中規模半壊」という。）（<u>支援法</u>第2条第2号ホ）</p> <p>（略）</p> <p>4 支援金<u>の支給額</u> _____ <u>支援金の</u>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。</p>	
3-26	第4 被災者の生活_____支援 県（総務部、危機管理部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、教育委員会）及び市町村等は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むこ	第4 被災者の生活 <u>再建</u> 支援 _____	防災基本計画に合わせて適正化

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

	<p><u>とができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、県（総務部、危機管理部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、教育委員会）及び市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>1 平時からの支援体制の整備</p> <p><u>_____県（総務部、危機管理部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、教育委員会）及び市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、県は、市町村、社会福祉協議会、災害中間支援組織、専門職団体等とともに、研修会等の開催や、手引きの作成等を通じて、市町村の災害ケースマネジメントの実施体制の構築を支援するとともに、関係団体間の連携体制の強化に努めるものとする。</u></p> <p>2 きめ細かな支援の実施</p> <p><u>_____県（総務部、危機管理部、生活環境部、保健福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、教育委員会）及び市町村等は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p>	
3-27	<p>第2 土砂災害応急対策 (略)</p> <p>2 土砂災害・斜面災害応急対策 (略)</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮</p> <p>ア 市町村は、土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、消防機関、警察、民生委員_____、社会福祉協議会、自主防災組織等に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動</p>	<p>第2 土砂災害応急対策 (略)</p> <p>2 土砂災害・斜面災害応急対策 (略)</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮</p> <p>ア 市町村は、土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動</p>	「民生委員・児童委員」に表記を統一

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

	<p>を行う。</p> <p>3 土砂災害緊急情報 (略)</p> <p>(2) 市町村の情報の伝達について</p> <p>市町村は、国、県からの土砂災害緊急情報及び県と福島地方気象台からの土砂災害警戒情報に基づき、住民への避難指示等発令の時期を判断し、迅速かつ的確に伝達する。</p>	<p>を行う。</p> <p>3 土砂災害緊急情報 (略)</p> <p>(2) 市町村の情報の伝達について</p> <p>市町村は、国、県からの土砂災害緊急情報 _____に基づき、住民への避難指示等発令の時期を判断し、迅速かつ的確に伝達する。</p>	適正化
4-2	<p>第3 災害弔慰金の支給 (略)</p> <p>2 支給限度額 死亡時において、_____生計を維持していた者の場合 500万円、その他の者の場合 250万円を限度として支給する。</p>	<p>第3 災害弔慰金の支給 (略)</p> <p>2 支給限度額 死亡時において、<u>支給を受ける遺族の</u>生計を維持していた者の場合 500万円、その他の者の場合 250万円を限度として支給する。</p>	適正化
5-1	<p>第1 火山災害対策の概要 (略)</p> <p>2 本県の火山の概況 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>今後 100 年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえて「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山噴火予知連絡会によって 50 火山が選定されている（2014 年 11 月選定）。気象庁は、これらの火山について噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために常時観測体制を整備し、火山活動を 24 時間体制で常時観測・監視している。福島県内に影響を及ぼす火山では、吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳について、仙台管区気象台及び気象庁が常時観測・監視している。</p>	<p>第1 火山災害対策の概要 (略)</p> <p>2 本県の火山の概況 (略)</p> <p>全国には 111 の活火山があり、このうち、福島県内に影響を及ぼす火山として、吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳は、火山調査研究推進本部が選定している「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に該当し、火山災害警戒地域が指定されており、</p> <p>_____</p> <p>仙台管区気象台及び気象庁が常時観測・監視している。</p>	火山調査研究推進本部により新たに示されたため
5-2	<p>第1 火山災害予防対策 (略)</p> <p>3 住民、登山者、観光客等に対する周知・啓発 県（危機管理総室）及び市町村は、_____</p>	<p>第1 火山災害予防対策 (略)</p> <p>3 住民、登山者、観光客等に対する周知・啓発 県（危機管理総室）及び市町村は、<u>防災週間、火山防災の</u></p>	防災基本計画の修正による

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節

現行

修正後

修正理由

	<p>火山地域の住民、登山者、観光客等に対し、火山災害の危険性や異常現象を発見した場合の通報義務について周知・啓発を行う。市町村は作成した火山防災マップ等について住民、登山者、観光客等への情報提供を効果的に行うものとし、当該区域における火山防災マップ及び警戒避難対策等を市町村地域防災計画に明示し、その内容を当該区域の住民等に周知するものとする。</p> <p>4 登山届等の提出の周知・啓発</p> <p>県（危機管理総室、警察本部）及び市町村は、火山災害発生時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関等と連携し、火山地域での登山を計画する者に対し、登山届（登山届、登山計画書、登山カード等をいう。以下同じ。）等の積極的な提出及び携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスについて周知・啓発を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p>6 企業防災の促進（避難確保計画の作成等）</p> <p>本節第1の1（6）で市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設（避難促進施設）の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成 _____・公表 _____、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成又は変更した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。</p> <p>市町村は、_____警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成 _____又は避難訓練の実施に関し必要な情報提供、助言等の援助又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。</p>	<p><u>且、防災関連行事等を通じ、</u>火山地域の住民、登山者、観光客等に対し、火山災害の危険性や異常現象を発見した場合の通報義務について周知・啓発を行う。市町村は作成した火山防災マップ等について住民、登山者、観光客等への情報提供を効果的に行うものとし、当該区域における火山防災マップ及び警戒避難対策等を市町村地域防災計画に明示し、その内容を当該区域の住民等に周知するものとする。</p> <p>4 登山届等の提出の周知・啓発</p> <p>県（危機管理総室、警察本部）及び市町村は、火山災害発生時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関等と連携し、火山地域での登山を計画する者に対し、登山届（登山届、登山計画書、登山カード等をいう。以下同じ。）等の積極的な提出及び携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスについて周知・啓発を図るものとする。<u>また、ITを用いた登山届の仕組みを活用するなど、登山者が情報の提供を容易に行うことができるよう必要な配慮をするとともに、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>6 企業防災の促進（避難確保計画の作成等）</p> <p>本節第1の1（6）で市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設（避難促進施設）の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画<u>を作成又は変更し、公表するとともに</u>、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成又は変更した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。</p> <p>市町村は、<u>必要に応じて火山防災協議会に意見を求めつつ、</u>警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成<u>及び変更並びに</u>避難訓練の実施に関し必要な情報提供、助言等の援助又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。</p>	
--	--	---	--

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（一般災害対策編）別紙

章-節	現行	修正後	修正理由
6-3	<p>第4 避難 (略)</p> <p>2 避難行動要支援者の援助</p> <p>(1) 在宅者の避難行動 (略)</p> <p>イ 市町村は、地域の自主防災組織、消防団、民生委員_____等の協力を得ながら、居宅に取り残されるおそれがある避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ避難所への誘導を行う。</p>	<p>第4 避難 (略)</p> <p>2 避難行動要支援者の援助</p> <p>(2) 在宅者の避難行動 (略)</p> <p>イ 市町村は、地域の自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、居宅に取り残されるおそれがある避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ避難所への誘導を行う。</p>	「民生委員・児童委員」に表記を統一